



省  
令

## ○総務省令第九十八号

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百八十九号）の施行に伴い、

科学技術研究調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月一日 総務大臣 村上誠一郎

科学技術研究調査規則の一部を改正する省令

科学技術研究調査規則（昭和五十六年總理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（調査の対象）	（調査の対象）
<b>第四条</b> 科学技術研究調査は、次の各号に掲げるもの（以下「調査組織体」という。）について行う。	<b>第四条</b> 同上
〔一・イ・口 略〕	〔一 同上〕
〔二・ホ・略〕	〔二 同上〕
〔三・ホ・略〕	〔三 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	備考 表中の「」の記載は注記である。

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

## 附 則

## ○金融庁告示第九十二号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第一項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月一日

金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（金融商品取引業者等）	（金融商品取引業者等）
<b>第一条</b> 金融商品取引法施行令第四十二条第一項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。	<b>第一条</b> 同上
〔一・百十六 略〕	〔一・百十六 同上〕
〔百十七 株式会社ザイマックス不動産投資顧問〕	〔百十七 株式会社ザイマックス不動産投資顧問〕
〔百十八・百十九 略〕	〔百十八・百十九 同上〕
〔二・百十八・百十九 同上〕	〔二・百十八・百十九 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	備考 表中の「」の記載は注記である。

そ  
の  
他  
告  
示

## 附 則

## ○法務省告示第二百二十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条の規定に基づき、公証人法第八条の規定により配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する認証に関する事務を行わせる件（令和六年三月十一日法務省告示第五十七号）の一部を次のように改める。

令和七年十月一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
〔前橋地方法務局中之条支局〕	〔前橋地方法務局中之条支局〕
〔静岡地方法務局下田支局〕	〔静岡地方法務局下田支局〕
〔略〕	〔略〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	備考 表中の「」の記載は注記である。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。



○財務省告示第二百五十八号  
所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一農業協同組合連合会の項及び法人税法（昭和四十  
年法律第三十四号）別表第二農業協同組合連合会の項の規定に基づき、所得税及び収益事業から生じ  
た所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件（昭和六十年一月大蔵省告示第十一号）  
の一部を次のように改正する。  
令和七年十月一日  
別表を次のように改める。

財務大臣 加藤 勝信

法 人 名	主たる事務所の所在地
北海道厚生農業協同組合連合会	北海道札幌市中央区北四条西一丁目一番地
岩手県厚生農業協同組合連合会	岩手県盛岡市永井一四地割一五番地一
秋田県厚生農業協同組合連合会	秋田県秋田市八橋南二丁目一〇番一六号
福島県厚生農業協同組合連合会	福島県福島市飯坂町平野字三枚長一番地一
茨城県厚生農業協同組合連合会	茨城県水戸市梅香一丁目二番四号
上都賀厚生農業協同組合連合会	栃木県鹿沼市下田町一丁目一〇三三番地
佐野厚生農業協同組合連合会	栃木県佐野市堀米町一七二八番地
群馬県厚生農業協同組合連合会	群馬県前橋市富士見町小沢五三四番地九
千葉県厚生農業協同組合連合会	千葉県千葉市中央区新千葉三丁目二番六号
東京都厚生農業協同組合連合会	東京都立川市柴崎町三丁目六番一〇号
神奈川県厚生農業協同組合連合会	神奈川県横浜市中区海岸通一丁目二番地の一
新潟県厚生農業協同組合連合会	新潟県新潟市中央区東中通一番町八六番地一〇九
富山県厚生農業協同組合連合会	富山県高岡市永楽町五番一〇号
福井県厚生農業協同組合連合会	福井県福井市大手三丁目二番一八号
山梨県厚生農業協同組合連合会	山梨県甲府市飯田一丁目一番二六号
長野県厚生農業協同組合連合会	長野県長野市大字南長野北石堂町一一七七番地三
岐阜県厚生農業協同組合連合会	岐阜県岐阜市宇佐南四丁目一三番一号
静岡県厚生農業協同組合連合会	愛知県長久手市平池九〇一番地
滋賀県厚生農業協同組合連合会	三重県津市栄町一丁目九六〇番地
兵庫県厚生農業協同組合連合会	滋賀県大津市松本一丁目二番二〇号
島根県厚生農業協同組合連合会	島根県出雲市斐川町美南一六六六番地

## ○農林水産省告示第千四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第

二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
令和七年十月一日

農林水産大臣 小泉進次郎  
一 解除に係る保安林の所在場所 大分県杵築市  
(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 指定理由の消滅  
(次の図は、省略し、その図面を大分県庁及び杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ○農林水産省告示第千四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
令和七年十月一日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 大分県豊後大  
部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の  
防備

三 解除の理由 道路用地とするため  
(次の図は、省略し、その図面を長野県庁及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ○農林水産省告示第千四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第

二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
令和七年十月一日

農林水産大臣 小泉進次郎  
一 解除に係る保安林の所在場所 長野県千曲市  
大字上山田字城山三四八二の九(次の図に示す  
部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の  
防備

三 解除の理由 道路用地とするため  
(次の図は、省略し、その図面を長野県庁及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岡山県厚生農業協同組合連合会 岡山県岡山市中区東川原一五三

広島県厚生農業協同組合連合会 広島県広島市中区大手町三丁目一三番一八号

山口県厚生農業協同組合連合会 山口県山口市小郡下郷二三九番地

徳島県厚生農業協同組合連合会 徳島県徳島市北佐古一番地五番一二号

香川県厚生農業協同組合連合会 香川県高松市屋島西町二一〇五番一七

愛媛県厚生農業協同組合連合会 愛媛県松山市鷹子町五三三番地一

高知県厚生農業協同組合連合会 高知県南国市明見字中野五二六番地一

熊本県厚生農業協同組合連合会 熊本県熊本市中央区南千反畑町二番三号熊本県農協会館内

大分県厚生農業協同組合連合会 大分県別府市緑丘町一二番一號

鹿児島県厚生農業協同組合連合会 鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目一三番一號

鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目一三番一號



令和7年10月1日 水曜日

官報

○国土交通省告示第九百十二号  
砂防法(明治三十年法律第三十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

## 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

国土交通大臣 中野  
土地に係る河川の名称

砂防法第二条の土地の表示  
長野県下伊那郡阿南町新野の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区

栃木県日光市丹勢  
六一〇番四一  
六一〇番三八  
六一〇番三七  
六一〇番三五  
六一〇番三三  
六一〇番三一  
六一〇番二六  
六一〇番二五  
六一〇番二四  
六一〇番二三  
六一〇番二二  
六一〇番二一  
六一〇番二〇  
六一〇番一九  
六一〇番一八  
六一〇番一七  
六一〇番一六  
六一〇番一五  
六一〇番一四  
六一〇番一三  
六一〇番一二  
六一〇番一一  
六一〇番一〇  
六一〇番九  
六一〇番八  
六一〇番七  
六一〇番六  
六一〇番五  
六一〇番四  
六一〇番三  
六一〇番二  
六一〇番一  
六一〇番〇

一 号  
二 号  
三 号  
四 号  
五 号  
六 号 及 び 七 号  
八 号  
九 号  
十 号  
十一 号  
十二 号  
十三 号 及 び 十 四 号  
十五 号  
十六 号 か ら 二 十 六 号

一点	北緯三度〇〇分三三秒八八九四
二点	東經一三〇度一分〇二秒八二五〇
三点	北緯三度〇〇分三三秒八三九七
四点	東經一三〇度一分〇三秒三七二〇
五点	北緯三度〇〇分三三秒七三四六
六点	東經一三〇度一分〇三秒七四五八五〇
七点	北緯三度〇〇分三三秒六九〇一二
八点	東經一三〇度一分〇三秒九九二六
九点	北緯三度〇〇分三三秒六〇三四
十点	東經一三〇度一分〇三秒九八五八
十一点	北緯三度〇〇分三三秒三三八
十二点	東經一三〇度一分〇四秒〇四四一
十三点	北緯三度〇〇分三三秒七九六三
十四点	東經一三〇度一分〇四秒〇八三八
十五点	北緯三度〇〇分三三秒四三七五
十六点	東經一〇度一分〇二秒七三二八

○国土交通省告示第九百一十六号  
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があつたので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和七年十月一日

国土交通大臣 中野 洋昌

(一) 登録番号 34  
登録基幹技能者講習実施機関の名称  
一般社団法人 ALC協会

(二) 变更後の代表者の氏名 青野 義道  
変更年月日 令和七年五月十五日

○観光庁告示第九号  
旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）  
第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を

點	北緯	東經
1	35°15'53.7543"	137°44'40.4929"
2	35°15'53.3979"	137°44'38.8636"
3	35°15'53.7165"	137°44'38.1752"
4	35°15'54.2548"	137°44'37.7750"

二五五番地二地先河川敷 十五号  
二五三番地先無番地 十六号から二十六号  
□ 次に掲げる土地に存する標柱二十七号から  
四十号までを順次結んだ線及び標柱二十七号  
と四十号を昭和二年内務省告示第五百四号で  
指定した土地の境界線に沿つて結んだ線に開  
いたところ

六点 北緯三三度〇〇分三三秒四三七五  
東經一三〇度二一分〇二秒七三三八  
○国土交通省告示第九百十五号  
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。  
令和七年十月一日

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録したので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。  
令和七年十月一日

5	$35^{\circ} 15' 54.6270''$	$137^{\circ} 44' 39.3211''$
6	$35^{\circ} 15' 57.4377''$	$137^{\circ} 44' 40.2057''$
7	$35^{\circ} 15' 57.7244''$	$137^{\circ} 44' 41.3024''$
8	$35^{\circ} 15' 54.8543''$	$137^{\circ} 44' 42.8405''$
9	$35^{\circ} 15' 53.3405''$	$137^{\circ} 44' 41.5273''$

まわされた土地の区域  
栃木県日光市清滝安良沢町  
一七三三番五 二十七号から四十号まで  
ハ 次に掲げる土地に存する標柱四十一号から  
四十三号までを順次結んだ線及び標柱四十一  
号と四十三号を昭和二年内務省告示第五百四  
号で指定した土地の境界線に沿つて結んだ線  
に囲まれた土地の区域

国土交通大臣 中野 洋昌  
砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
中仙波二号沢  
砂防法第二条の土地の表示  
次に掲げる土地に存する標柱 一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一號と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
栃木県佐野市仙波町

二	登録番号	第八十一号
三	名称	一般社団法人川口市旅行観光協会
四	住所	埼玉県川口市本町三丁目四番三 二〇二号
五	代表者の氏名	今井 雅彦
六	研修業務を行う事務所の所在地	埼玉県川口市一丁目一番一号 キュボ・ラ七階
七	研修業務を行う事務所の名称	川口市立映

○国土交通省告示第九百十三号  
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該該地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

栃木県日光市清滝安良沢町  
一七三三番五 四十一号から四十三号まで  
**○国土交通省告示第九百十四号**  
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の  
規定により、同条の土地を次のとおり指定するの  
で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十八  
号）第一条の規定に基づき、告示する。  
令和七年十月一日

字上町屋	一七九五番
地先無番地	一七九五番
一七九八番	一七九八番
一七九九番一	一七九九番一
十号	三号及び二十二号から二十四号まで
二号	四号及び五号
六号	六号
七号及び八号	七号及び八号
一七六六番	一七六六番
一七五六番三	一七五六番三
一七六五番	一七六五番
一七六一	一七六一

像・情報メディアセンター・メディアセブン  
八 研修業務の開始日 令和七年十月一日  
**○防衛省告示第二百二十六号**  
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。  
令和七年十月一日  
防衛大臣 中谷 元  
日 時 令和七年十月六日（予備、同月七日から  
同月十日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

国土交通大臣 中野 洋昌  
砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
荒沢川

国土交通大臣 中野 洋昌  
砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
小木場川

字上ノ山	字寺川	地先道路番号
一七八三番二	一七八六番三	二十六番二
一七八二番二	一七八三番一	二十七番三
一七八二番一	二十一号	二十八号
十九号	二十二号	二十九号
	二十三号	三十号
	二十四号	三十一号
	二十五号	三十二号
	二十六号	三十三号
	二十七号	三十四号
	二十八号	三十五号
	二十九号	三十六号
	三十号	三十七号
	三十一号	三十八号
	三十二号	三十九号

(イ) (ア) 野島塙南方の次の(ア)から(ヰ)までの七地點を順次結んだ線並びに(ア)及び(ヰ)の二地點を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

北緯三四度三五分一二秒	東經一四〇度一六分四八秒
北緯三四度一八分三三秒	
東經一四〇度三分〇六秒	

(ウ) 北緯三四度〇八分一八秒  
東経一四〇度〇六分五一秒  
北緯三四度〇一分五九秒  
東経一四〇度五七分〇一秒  
北緯三三度五七分〇七秒  
東経一四一度〇五分一四秒  
北緯三三度三四分二九秒  
東経一四〇度二五分四七秒  
北緯三四度三分一二秒  
東経一四〇度〇七分四八秒  
実施艦十隻  
その他

自衛艦十隻

一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存  
在しないこと、また、射撃海面に船舶や  
等が存在しないことを確認しながら実  
施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚  
する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測  
地系の数値である。

○防衛省告示第二百一十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。  
令和七年十月一日

日 時 令和七年十月六日（予備、同月七日から  
同月十日）の〇八〇〇から一八〇〇まで  
区域 区域  
一 八丈島南東方の北緯三一度一四分一四  
秒、東経一四度二六分四八秒の地点を  
中心とする半径二十五海里の円内の海面  
及びその上空で海面から高度一五、二四  
〇メートル以下までの間

実施艦  
その他  
自衛艦十隻

一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存  
在しないこと、また、射撃海面に船舶や  
等が存在しないことを確認しながら実  
施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚  
する。

三 前記区域の地点の経緯度は、世界測  
地系の数値である。

○防衛省告示第二百一十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。  
令和七年十月一日

(平成15年中部運輸局最低賃金公示第2号)、中部漁業(沖合底びき網)最低賃金(平成15年中部運輸局最低賃金公示第3号)及び中部漁業(大型まき網)最低賃金(平成15年中部運輸局最低賃金公示第4号)の改正の決定について調査審議を行ふため、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第37条第3項において準用する同法第25条第5項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聽くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面(様式任意)に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に中部運輸局海事振興部船員労政課[郵便番号460-8528愛知県名古屋市中区三の丸二丁目2番1号]まで提出されたい。

1 事業の要旨 最低賃金法第35条第7項の規定に基づく、下記3に掲げる船舶所有者に使用されている船員であつて、下記3に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

2 適用する地域 中部運輸局の管轄区域

3 適用する使用者

(1) 国内各港間のみを航海する船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの(漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に從事する船舶を除く。)の船舶所有者であつて、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者(船員法第5条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)

① 平水区域航行区域とする鋼船

② 沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③ 木船

(2) 旅客運送の用に供する船員法第1条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であつて、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者(船員法第5条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)

① 平水区域航行区域とする船舶

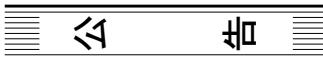
② 沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③ 沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されているもの

(3) 前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第1条に規定する船舶の所有者（船員法第5条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

- ① 沖合底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第1号に掲げる漁業をいう。）
- ② 大中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第7号に掲げる漁業をいう。）

令和7年10月1日  
中部地方交通審議会会長 松本 幸正



### 細 勅 摘

### 工 場 財 団

稚内市緑5丁目44番20号合同会社道北風力の工場財団に天塩郡豊富町字メナシベツ10107番地先芦川南ウインドファームの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年10月1日  
旭川地方法務局稚内支局

稚内市緑5丁目44番20号合同会社道北風力の工場財団に稚内市大字抜海村字ユーチ414番地1勇知ウインドファームの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年10月1日  
旭川地方法務局稚内支局

### 有権者申出方

元当局所属公認人伊藤明浩の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年10月1日 千葉地方法務局

### 酒類の地理的表示を指定する件

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第86条の6第1項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」という。）第2項の規定に基づき、次の3件の地理的表示を指定したので、表示基準第8項の規定に基づき公告する。

令和7年10月1日

国税庁長官 江島 一彦

名 称	京都
産地の範囲	京都府
酒類区分	清酒
生産基準	国税庁ホームページに掲載する。
表示基準第10項第3号の規定により表示基準第9項の規定を適用しないものとする商標その他の表示	国税庁ホームページに掲載する。

名 称	鳥取
産地の範囲	鳥取県
酒類区分	清酒
生産基準	国税庁ホームページに掲載する。
表示基準第10項第3号の規定により表示基準第9項の規定を適用しないものとする商標その他の表示	国税庁ホームページに掲載する。

名 称	青森
産地の範囲	青森県
酒類区分	清酒
生産基準	国税庁ホームページに掲載する。
表示基準第10項第3号の規定により表示基準第9項の規定を適用しないものとする商標その他の表示	国税庁ホームページに掲載する。

名 称	福岡
産地の範囲	福岡県
酒類区分	清酒
生産基準	国税庁ホームページに掲載する。
表示基準第10項第3号の規定により表示基準第9項の規定を適用しないものとする商標その他の表示	国税庁ホームページに掲載する。

事務所青森市橋本2丁目13番5号 グランスクエア青森505 乙山直美法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 乙山 直美  
催告期間満了日 令和8年4月30日  
青森家庭裁判所

### 令和7年（家）第40107号

盛岡市愛宕町12番19号 高橋法律事務所  
申立人 天間 正継  
本籍岩手県滝沢市野沢62番地420、最後の住所盛岡市北松園4丁目36番55号 特別養護老人ホームサンタウン松園、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日令和7年6月23日、出生の場所山形県西村山郡西川町、出生年月日昭和20年4月2日、職業無職  
被相続人 亡 佐藤ナヲ子  
事務所盛岡市愛宕町12番19号  
相続財産清算人 弁護士 天間 正継  
催告期間満了日 令和8年4月20日  
盛岡家庭裁判所

### 令和7年（家）第9008号

秋田市山王4丁目1番1号  
申立人 國土交通省所管国有財産管理法定受託者秋田県知事 鈴木 健太

本籍熊本県熊本市南区富合町田尻40番地、最後の住所静岡県伊東市末広町6番18号鈴木アパート1階南側、死亡の場所静岡県熱海市、死亡年月日平成27年3月16日、出生の場所秋田県鹿角郡宮川村、出生年月日昭和27年3月17日、職業不明  
被相続人 亡 栗山 司

事務所秋田県大館市字裏町17番地  
相続財産清算人 司法書士 柳沢 吉夫  
催告期間満了日 令和8年4月27日  
秋田家庭裁判所鹿角出張所

### 令和7年（家）第2081号

滋賀県大津市本宮2丁目25番8号  
申立人 青谷 大地

本籍滋賀県大津市京町4丁目976番地、最後の住所滋賀県大津市大萱7丁目7番1号福寿荘、死亡の場所滋賀県大津市、死亡年月日令和7年4月21日、出生の場所滋賀県大津市、出生年月日昭和7年11月27日、職業無職  
被相続人 亡 吉田 年枝

滋賀県草津市野村2丁目10番16号弁護士法人田中彰寿法律事務所草津事務所  
相続財産清算人 弁護士 中山 仁美  
催告期間満了日 令和8年5月11日  
大津家庭裁判所

## 令和7年(家)第2085号

滋賀県大津市雄琴北2丁目21番5号

申立人 上田 芳一

本籍滋賀県大津市滋賀里1丁目316番地、最後の住所滋賀県大津市丸の内町5番68号、死亡の場所京都府京都市山科区、死亡年月日令和7年6月14日、出生の場所滋賀県大津市、出生年月日昭和35年2月3日、職業無職

被相続人 亡 白子 正章

滋賀県大津市中央3-4-28 第式ワーカスワン202 すみれ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 西川真美子

催告期間満了日 令和8年5月11日

大津家庭裁判所

## 令和7年(家)第2107号

大阪府富田林市富田林町17番48号

申立人 木口 俊彦

本籍大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋459番地、最後の住所大阪府岸和田市岡山町296番地の1、死亡の場所大阪府岸和田市、死亡年月日令和4年1月16日、出生の場所大阪府南河内郡赤阪村、出生年月日昭和12年6月3日、職業不明

被相続人 亡 木村 修

大阪市北区中之島2丁目2番2号大阪中之島ビル8階

相続財産清算人 弁護士 藤野 瞳子

催告期間満了日 令和8年5月11日

大阪家庭裁判所岸和田支部

## 令和7年(家)第7049号

千葉県白井市桜台2-4-9-205

申立人 萩原 秀子

本籍愛知県瀬戸市須原町75番地、最後の住所福島市丸子字上六反田19番地の2ルミナスハイム丸子Ⅱ205号室、死亡の場所福島市、死亡年月日令和6年5月11日頃から20日頃までの間、出生の場所福島県安達郡東和村、出生年月日昭和30年4月1日、職業不明

被相続人 亡 加藤 向吉

福島市北五老内町1番3号 福島法曹ビル305号 菅野浩司法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大河内敬子

催告期間満了日 令和8年4月27日

福島家庭裁判所

## 令和7年(家)第7078号

福島県福島市三河南町1番20番

申立人 福島県信用保証協会

本籍福島県郡山市堤2丁目59番地、最後の住所福島県郡山市堤2丁目59番地、死亡の場所福島県郡山市、死亡年月日令和6年6月24日、出生の場所東京市滝野川区、出生年月日昭和17年9月13日、職業会社役員

被相続人 亡 三浦 史郎

事務所福島県郡山市八山田5丁目423番地伊藤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 高史

催告期間満了日 令和8年4月24日

福島家庭裁判所郡山支部

## 令和7年(家)第80219号

埼玉県川口市栄町3丁目11番11

申立人 リビエール栄町管理組合

本籍埼玉県川口市幸町2丁目8番、最後の住所埼玉県川口市栄町3丁目11番11-302号リビエール栄町、死亡の場所埼玉県川口市、死亡年月日令和6年8月28日、出生の場所東京都港区、出生年月日昭和62年7月27日、職業不明

被相続人 亡 松田 弓

事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂2-10-1グローバル高砂301 小宮法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小宮 圭香

催告期間満了日 令和8年4月27日

さいたま家庭裁判所

## 令和7年(家)第80291号

埼玉県川口市飯塚1丁目3番6-1403号 プラウドタワー川口

申立人 増田 智光

本籍東京都江東区大島1丁目84番地、最後の住所埼玉県川口市大字安行領根岸58番地の3、死亡の場所埼玉県川口市、死亡年月日令和7年4月12日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和37年3月23日、職業無職

被相続人 亡 木川 弘和

事務所埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-62マレーS・Tビル403 はるか法律事務所

相続財産清算人 弁護士 川井理砂子

催告期間満了日 令和8年4月21日

さいたま家庭裁判所

## 令和7年(家)第10227号

埼玉県川越市かわつる三芳野1番地11-504

申立人 飯島 昌子

本籍埼玉県川越市仲町9番地5、最後の住所埼玉県川越市伊勢原町4丁目15番地8、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日令和7年5月日時不詳、出生の場所埼玉県川越市、出生年月日昭和30年2月18日、職業無職

被相続人 亡 池田 緑

事務所埼玉県川越市菅原町3-6 新井賢治法律事務所

相続財産清算人 弁護士 新井 賢治

催告期間満了日 令和8年4月17日

さいたま家庭裁判所川越支部

## 令和7年(家)第71775号

東京都東大和市新堀1丁目1521番地7

申立人 奥山 宏二

本籍東京都八丈島八丈町櫻立2008番地、最後の住所東京都八丈島八丈町三根1554番地2、死亡の場所東京都八丈島八丈町、死亡年月日令和7年5月8日、出生の場所東京都八丈島八丈町、出生年月日昭和50年2月11日、職業自営運送業

被相続人 亡 佐藤 正紀

事務所東京都港区虎ノ門5丁目13番1号虎ノ門40MTビル2階 虎ノ門総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 亀井 弘泰

催告期間満了日 令和8年4月30日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第71818号

東京都杉並区和泉2丁目27番6号

申立人 高田 麻子

本籍東京都練馬区三原台1丁目1125番地、最後の住所東京都杉並区桃井1丁目39番6号竹仙荘、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日令和7年6月10日、出生の場所東京都豊多摩郡淀橋町、出生年月日昭和3年5月15日、職業無職

被相続人 亡 佐藤 清子

事務所東京都千代田区大手町1丁目5番1号大手町ファーストスクエア イーストタワー3階 三浦法律事務所

相続財産清算人 弁護士 間瀬まゆ子

催告期間満了日 令和8年4月30日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第71999号

神奈川県相模原市中央区下九沢761-2

申立人 高橋 裕樹

本籍東京都港区三田1丁目2番、最後の住所東京都港区南麻布5丁目10番32-302号、死亡の場所東京都港区、死亡年月日令和5年12月23日、出生の場所岩手県釜石市、出生年月日昭和14年11月9日、職業無職

被相続人 亡 菊池ツヤ子

事務所東京都港区西新橋1丁目23番9号河野ビル7階 河野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 瀬谷ひろみ

催告期間満了日 令和8年4月30日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第90693号

東京都中央区日本橋堀留町1丁目9番11号NEW S日本橋堀留町6階

申立人 株式会社メガネスーパー

本籍福島県須賀川市大黒町115番地6、最後の住所東京都立川市上砂町1丁目5番地の60、死亡の場所東京都立川市、死亡年月日推定令和7年2月19日、出生の場所福島県須賀川市、出生年月日昭和50年2月16日、職業会社役員

被相続人 亡 本多 聰

事務所東京都八王子市明神町4丁目5番3号橋捷ビル6階 多摩八王子法律事務所

相続財産清算人 弁護士 番場 弘文

催告期間満了日 令和8年4月10日

東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年(家)第5033号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪3730番地409、最後の住所長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪3730番地409、死亡の場所長野県伊那市、死亡年月日令和5年8月21日、出生の場所長野県岡谷市、出生年月日昭和49年6月27日、職業不明

被相続人 亡 武田 玄道

長野県駒ヶ根市上穂南9番2号

相続財産清算人 司法書士 小林 美穂

催告期間満了日 令和8年4月20日

長野家庭裁判所伊那支部

## 令和7年(家)第263号

三重県四日市市楠町南五味塚315番地

申立人 竹野 利夫

本籍三重県鈴鹿市長太旭町5丁目10番、最後の住所三重県鈴鹿市長太旭町5丁目9番11号、死亡の場所三重県鈴鹿市、死亡年月日令和6年4月1日頃から10日頃までの間、出生の場所三重県四日市市、出生年月日昭和44年3月29日、職業無職

被相続人 亡 竹野 俊也

三重県津市栄町2丁目466番地 楠井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 楠井 嘉行

催告期間満了日 令和8年4月10日

津家庭裁判所

## 令和7年(家)第263号

三重県いなべ市員弁町笠田新田671番地

申立人 多湖 明美

本籍三重県いなべ市大安町大井田652番地、最後の住所三重県いなべ市大安町大井田652番地、死亡の場所三重県いなべ市、死亡年月日令和7年1月3日、出生の場所三重県員弁郡大安町、出生年月日昭和36年2月16日、職業無職

被相続人 亡 村上 辰広

三重県桑名市大字東方173番地6 梅村・長谷川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長谷川俊晶

催告期間満了日 令和8年4月13日

津家庭裁判所四日市支部

## 令和7年(家)第70150号

大阪府堺市西区上野芝町3丁6番9-1402号

申立人 門田万里子

本籍兵庫県西宮市甲子園口4丁目21番、最後の住所兵庫県西宮市丸橋町8番32号、死亡の場所兵庫県伊丹市、死亡年月日令和6年7月21日、出生の場所京都府何鹿郡東八田村、出生年月日昭和25年7月3日、職業無職

被相続人 亡 駿河 志朗

事務所兵庫県尼崎市潮江1丁目20-1アミング潮江イーストA2棟401西B

相続財産清算人 弁護士 酒井健一郎

催告期間満了日 令和8年4月20日

神戸家庭裁判所尼崎支部

## 令和7年(家)第30178号

岡山県岡山市南区藤田579番地20

申立人 大橋千絵子

本籍岡山県津市高尾829番地、最後の住所岡山県和気郡和気町日笠下1945番地、死亡の場所岡山県備前市、死亡年月日令和7年5月1日、出生の場所朝鮮全羅南道谷城郡谷城面、出生年月日昭和18年8月29日、職業無職

被相続人 亡 坂手 聰子

事務所岡山市北区富田町1丁目5番6号志ビル301

相続財産清算人 弁護士 原田 隆

催告期間満了日 令和8年4月20日

岡山家庭裁判所

## 令和7年(家)第30151・30183号

広島市中区西白島町18-1 白島綜合法律事務所

申立人 友清 一郎

広島市佐伯区楽々園4-7-15

申立人 堀田 岩雄

本籍広島市中区十日市町1丁目13番地2、最後の住所広島県廿日市市原926番地1、死亡の場所広島市佐伯区、死亡年月日令和7年3月4日、出生の場所広島市、出生年月日昭和12年6月4日、職業無職

被相続人 亡 藤岡 道雄

事務所広島市中区西白島町18-1 白島綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 友清 一郎

催告期間満了日 令和8年4月13日

広島家庭裁判所

## 令和7年(家)第389号

宮崎県日向市本町10番5号

申立人 日向市長 西村 賢

本籍宮崎県日向市大字財光寺4158番地3、最後の住所宮崎県日向市比良町1丁目52番地、死亡の場所宮崎県日向市、死亡年月日令和6年3月3日、出生の場所福岡県嘉穂郡山田町、出生年月日昭和26年10月17日、職業不明

被相続人 亡 中嶽みち子

事務所宮崎県日向市大字財光寺3247番地

相続財産清算人 司法書士 山之内善徳

催告期間満了日 令和8年4月20日

宮崎家庭裁判所日向出張所

## 令和7年(家)第9019号

秋田県秋田市飯島鼠田3丁目7-28

申立人 大渕 栄子

本籍秋田県秋田市飯島字鼠田294番地、最後の住所秋田県湯沢市表町4丁目10番5号コープ松井A-1、死亡の場所秋田県湯沢市、死亡年月日令和3年6月3日、出生の場所秋田県秋田市、出生年月日昭和23年4月28日、職業不明

被相続人 亡 伊藤 長春

秋田市山王3丁目8番34号 山王ツインビル2階 寺沢法律事務所

相続財産清算人 弁護士 寺沢 修平

催告期間満了日 令和8年5月9日

秋田家庭裁判所横手支部

## 令和7年(家)第30105号

神奈川県横浜市鶴見区東寺尾5丁目13番1号

ライオンズヒルズ横濱寺尾306号室

申立人 岩本 志織

本籍千葉県四街道市旭ヶ丘5丁目14番、最後の住所千葉県四街道市旭ヶ丘5丁目14番7号、死亡の場所千葉県四街道市、死亡年月日推定令和5年4月12日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和36年9月23日、職業不明

被相続人 亡 久米 弘人

事務所千葉県千葉市中央区中央3丁目10番4号マーキュリー千葉3階鳥羽田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 菱沼 秀樹

催告期間満了日 令和8年5月13日

千葉家庭裁判所佐倉支部

## 令和7年(家)第30193号

千葉県船橋市金杉台1-2-16

申立人 金杉台住宅管理組合

本籍千葉県船橋市金杉台2丁目2番、最後の住所千葉県船橋市金杉台2丁目2番2棟102号、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和6年5月30日、出生の場所高知県高知市、出生年月日昭和34年4月27日、職業不明

被相続人 亡 安岡 溫夫

事務所千葉県千葉市中央区中央4-8-8日進ビル502 やまとばし法律事務所

相続財産清算人 弁護士 内藤 太郎

催告期間満了日 令和8年5月10日

千葉家庭裁判所市川出張所

## 令和7年(家)第40700号

埼玉県川口市戸塚南4丁目3番20-204号

レーベンリヴァーレ東川口

申立人 芹口 節子

本籍神奈川県横浜市鶴見区岸谷3丁目1593番地、最後の住所横浜市鶴見区岸谷3丁目14番18号、死亡の場所神奈川県横浜市鶴見区、死亡年月日令和7年5月10日、出生の場所福島県若松市、出生年月日昭和20年1月13日、職業不明

被相続人 亡 矢部 純子

事務所横浜市中区相生町1-18 光南ビル4F-B号室

相続財産清算人 弁護士 石山 晃成

催告期間満了日 令和8年5月13日

横浜家庭裁判所

## 令和7年(家)第40737号

東京都江東区豊洲3丁目2番20号

申立人 アピリオ債権回収株式会社

本籍神奈川県横浜市南区中島町4丁目64番地、最後の住所神奈川県横浜市南区中島町4丁目64番地の1 II 102号、死亡の場所神奈川県横浜市金沢区、死亡年月日令和6年7月2日、出生の場所神奈川県横浜市南区、出生年月日昭和34年3月21日、職業不明

被相続人 亡 野田 春生

事務所横浜市中区常盤町1丁目1番地 宮下ビル5階

相続財産清算人 弁護士 杉村 文規

催告期間満了日 令和8年5月13日

横浜家庭裁判所

## 令和7年(家)第5061号

長野県千曲市大字戸倉2388番地

申立人 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会  
本籍長野県千曲市大字桑原1483番地3、最後の住所長野県千曲市大字稻荷山957番地たんぽぽの家、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日令和7年6月12日、出生の場所長野県長野市、出生年月日昭和53年6月8日、職業無職

被相続人 亡 堀内 利治

事務所長野県千曲市大字栗佐1239番地3 フレグランス栗佐105

相続財産清算人 司法書士 菊池 秀和

催告期間満了日 令和8年5月12日

長野家庭裁判所上田支部

**令和7年(家)第20169号**  
浜松市中央区中島3丁目5番11号 タウンコート中島A-1  
申立人 岡本 初一  
本籍静岡県袋井市東同笠921番地4、最後の住所静岡県袋井市東同笠921番地の4、死亡の場所静岡県掛川市、死亡年月日令和5年12月2日、出生の場所静岡県浜松市、出生年月日昭和34年11月28日、職業不明  
被相続人 亡 齋藤 晃男  
浜松市中央区中央1丁目2番1号 イーステージ浜松オフィス3階 弁護士法人リコネス法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 守田 佑介  
催告期間満了日 令和8年5月7日  
静岡家庭裁判所浜松支部

**令和7年(家)第7459号**  
名古屋市中区丸の内3丁目5番10号  
申立人 弁護士法人名城法律事務所  
代表者社員 朴 憲洙  
本籍愛知県新城市大野字小野9番地2、最後の住所名古屋市北区尾上町1番地の2尾上団地1棟208号、死亡の場所名古屋市中区、死亡年月日令和7年1月22日、出生の場所愛知県南設楽郡鳳来寺村、出生年月日昭和12年1月5日、職業無職  
被相続人 亡 遠山 弘子  
事務所名古屋市千種区仲田2丁目15番8号  
NTビル7階弁護士法人名古屋北法律事務所  
ちくさ事務所  
相続財産清算人 弁護士 村上 光平  
催告期間満了日 令和8年4月28日  
名古屋家庭裁判所

**令和7年(家)第7504号**  
埼玉県蓮田市緑町2丁目7番4号  
申立人 森 いつ子  
本籍名古屋市中区平和2丁目4番、最後の住所名古屋市中区平和2丁目4番13号、死亡の場所名古屋市中区、死亡年月日令和2年10月30日、出生の場所名古屋市中区、出生年月日昭和39年12月13日、職業不明  
被相続人 亡 中村真奈美  
事務所名古屋市中区丸の内3丁目15番3号  
TCF丸の内ビル セントラル法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 春名 潤也  
催告期間満了日 令和8年5月7日  
名古屋家庭裁判所

**令和7年(家)第631号**  
愛知県安城市御幸本町15番1号  
申立人 碧海信用金庫  
本籍愛知県豊田市木町3丁目16番地16、最後の住所愛知県豊田市木町3丁目16番地16、死亡の場所愛知県豊田市、死亡年月日令和6年5月6日、出生の場所岐阜県可児郡可児町、出生年月日昭和45年5月19日、職業会社役員  
被相続人 亡 大槻 圭  
愛知県豊田市若宮町2丁目71番地 石黒ビル2階 白鳥亜紀法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 白鳥 亜紀  
催告期間満了日 令和8年4月24日  
名古屋家庭裁判所岡崎支部

**令和7年(家)第2088号**  
滋賀県湖南市柑子袋東1丁目10番21号  
申立人 西野 孝子  
本籍滋賀県近江八幡市北之庄町1119番地、最後の住所滋賀県湖南市柑子袋東1丁目10番21号、死亡の場所滋賀県甲賀市、死亡年月日令和3年9月12日、出生の場所滋賀県近江八幡市、出生年月日昭和30年11月14日、職業無職  
被相続人 亡 西野 平  
滋賀県草津市西大路町4-32 エストビアプラザ1階 草津駅前法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中井 陽一  
催告期間満了日 令和8年5月12日  
大津家庭裁判所

**令和7年(家)第80902号**  
大阪市城東区成育2丁目10番28号  
申立人 株式会社清興  
本籍大阪府大阪市生野区生野東1丁目16番地、最後の住所大阪市都島区片町1丁目1番20-508号、死亡の場所大阪府大阪市都島区、死亡年月日令和7年4月以下不詳、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和27年9月25日、職業不明  
被相続人 亡 大谷 仁史  
大阪市中央区南船場4丁目7番6号 心斎橋中央ビル2階  
相続財産清算人 弁護士 藤内 健吉  
催告期間満了日 令和8年5月12日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第81022号**  
山口県周南市大字大津島2095番地  
申立人 石丸 良子  
本籍大阪府大阪市港区八幡屋4丁目1番地、最後の住所大阪市港区八幡屋3丁目10番4-1511号、死亡の場所大阪府大阪市大正区、死亡年月日令和3年1月21日、出生の場所山口県都濃郡大津島村、出生年月日昭和15年11月22日、職業不明  
被相続人 亡 安達 正  
大阪市北区浪花町13-38 千代田ビル北館7階  
相続財産清算人 弁護士 笹谷 竜二  
催告期間満了日 令和8年5月11日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第81065号**  
大阪市北区西天満4丁目1番15号西天満内藤ビル502号  
申立人 藤原 道子  
本籍佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙1521番地、最後の住所大阪府吹田市江坂町2丁目18番20号 406、死亡の場所大阪府吹田市、死亡年月日令和7年5月10日、出生の場所佐賀県藤津郡嬉野町、出生年月日昭和19年2月8日、職業無職  
被相続人 亡 藤川 春子  
大阪市西区江戸堀1-8-17イーエム肥後橋8階  
相続財産清算人 弁護士 山内 邦昭  
催告期間満了日 令和8年5月12日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第4195号**  
大阪府柏原市安堂町1-55  
申立人 柏原市  
本籍大阪府柏原市上市1丁目232番地1、最後の住所大阪府柏原市上市1丁目4番21号、死亡の場所大阪府柏原市、死亡年月日令和6年9月1日頃から10日頃までの間、出生の場所大阪府大阪市東住吉区、出生年月日昭和40年12月2日、職業不明  
被相続人 亡 西田 勝彦  
事務所大阪市北区西天満4-4-18梅ヶ枝中央ビル7階  
相続財産清算人 弁護士 小林 謙  
催告期間満了日 令和8年4月23日  
大阪家庭裁判所堺支部

**令和7年(家)第7041号**  
福島県喜多方市塩川町字東岡375番地9  
申立人 須田 雄祐  
本籍福島県喜多方市塩川町金橋字馬場3858番地、最後の住所福島県喜多方市塩川町金橋字馬場3858番地、死亡の場所福島県会津若松市、死亡年月日令和6年6月30日、出生の場所福島県耶麻郡塩川町、出生年月日昭和30年9月13日、職業不明  
被相続人 亡 須田 市雄  
福島県会津若松市中央2丁目5番23号山口大輔法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山口 大輔  
催告期間満了日 令和8年4月30日  
福島家庭裁判所会津若松支部

**令和7年(家)第90684号**  
東京都西東京市谷戸町3丁目27番5号桜W1 L205号  
申立人 齋藤 次昭  
本籍東京都練馬区石神井町8丁目1691番地、最後の住所東京都西東京市東町3丁目11番2-310号、死亡の場所東京都清瀬市、死亡年月日令和7年2月14日、出生の場所群馬県北甘樂郡下仁田町、出生年月日昭和4年12月26日、職業無職  
被相続人 亡 金井美智子  
事務所東京都西東京市田無町3-3-2 グランドソレイユ田無503号室 西東京いこい法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 井上 明子  
催告期間満了日 令和8年4月10日  
東京家庭裁判所立川支部

**失踪に関する届出の催告**  
次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

**令和7年(家)第30175号**  
富山県高岡市姫野341-8  
申立人 宮腰 明  
本籍群馬県高崎市中泉町646番地3、最後の住所群馬県高崎市新保町1661番地124号  
不在者 宮腰 大  
昭和55年8月28日生  
届出期間満了日 令和8年1月9日  
前橋家庭裁判所高崎支部

**令和7年(家)第315号**  
 千葉県長生郡白子町牛込3917番地10  
 申立人 相澤 正枝  
 本籍山形県山形市大字黒沢10番地、最後の住所千葉県千葉市稻毛区小仲台3丁目2番42号  
 不在者 渡邊 一郎  
 昭和9年10月24日生  
 届出期間満了日 令和8年1月9日  
 千葉家庭裁判所

**令和7年(家)第198号**  
 千葉市若葉区若松町413番地30  
 申立人 根本みさ子  
 本籍千葉県千葉市若葉区若松町413番地30、最後の住所千葉県勝浦市串浜1319番地1コード三日月105号  
 不在者 根本 正人  
 昭和48年1月14日生  
 届出期間満了日 令和8年1月13日  
 千葉家庭裁判所一宮支部

**令和7年(家)第61号**  
 千葉県香取郡多古町井戸山1001番地  
 申立人 笹川 秀子  
 本籍千葉県香取郡多古町井戸山1001番地、最後の住所千葉県香取郡多古町井戸山1001番地  
 不在者 加瀬 正夫  
 昭和19年11月25日生  
 届出期間満了日 令和8年1月13日  
 千葉家庭裁判所八日市場支部

**令和7年(家)第2926号**  
 大阪府枚方市茄子作北町45番30—1113号  
 申立人 片畠 律子  
 本籍大阪府枚方市招提南町3丁目12番、最後の住所大阪府枚方市招提南町3丁目12番24—106号  
 不在者 片畠 順一  
 昭和47年7月17日生  
 届出期間満了日 令和8年1月14日  
 大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第116号**  
 埼玉県戸田市大字新曾132番地の2ダイアパレス戸田403号室  
 申立人 上園 一恵  
 本籍埼玉県戸田市大字新曾132番地2、最後の住所埼玉県戸田市大字新曾132番地の2ダイアパレス戸田403号室  
 不在者 上園 和宏  
 昭和50年3月23日生  
 届出期間満了日 令和8年1月26日  
 さいたま家庭裁判所

**令和7年(家)第189号**  
 千葉県松戸市松戸1847番地 日暮ビル403  
 ウイング法律事務所  
 申立人 小玉 大介  
 本籍埼玉県三郷市彦倉1丁目45番地、最後の住所千葉県松戸市千駄堀1720番地ワコーレ八柱102号  
 不在者 田中 秋彦  
 昭和48年9月15日生  
 届出期間満了日 令和8年1月11日  
 千葉家庭裁判所松戸支部

**令和7年(家)第334号**  
 千葉県流山市東深井81—32  
 申立人 伊ヶ崎 智  
 本籍千葉県柏市今谷上町21番地31、最後の住所千葉県柏市今谷上町21番地の31  
 不在者 小川 幸子  
 昭和17年8月12日生  
 届出期間満了日 令和8年1月12日  
 千葉家庭裁判所松戸支部

**令和6年(家)第592号**  
 大阪市東淀川区瑞光1丁目12—12—405  
 申立人 松浦紀美子  
 本籍兵庫県尼崎市南武庫之荘3丁目34番、最後の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘3丁目34番12号  
 不在者 吉田 孝雄  
 昭和20年9月28日生  
 届出期間満了日 令和8年1月12日  
 神戸家庭裁判所尼崎支部

**除 権 決 定**

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

**令和7年(ヘ)第23号**  
 東京都新宿区神楽坂3丁目2—60コリーヌ神楽坂4F  
 申立人 株式会社リンクスウェブ  
 代表者代表取締役 伊藤 則之  
 申立人代理人弁護士 石上 晴康  
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月10日  
 令和7年9月11日 東京簡易裁判所

**(別紙) 目 錄**

約束手形 1通  
 手形番号 R B 237073  
 金額 468,930円  
 支払期日 令和7年4月18日  
 支払地 東京都豊島区  
 支払場所 株式会社三井住友銀行池袋東口支店  
 振出日 令和6年11月20日  
 振出地 東京都豊島区  
 振出人 コニカミノルタプラネタリウム株式会社 代表取締役社長 本 由美子  
 受取人 申立人  
 最終所持人 申立人

**破産手続開始**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(フ)第673号**

千葉県松戸市北松戸1丁目6番地の1  
 債務者 株式会社エーテラス  
 代表者代表取締役 高橋 葵

- 1 決定年月日時 令和7年9月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤吉 彰
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午後1時30分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第732号**

千葉県柏市宿連寺45番地6  
 債務者 株式会社エース  
 代表者代表取締役 柳澤慎太郎

- 1 決定年月日時 令和7年9月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松尾光二郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時50分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第6572号**  
 東京都目黒区東山3—1—11 サンサーラ東山401  
 債務者 株式会社東京白ゆり会  
 代表者代表取締役 廣川 直己

- 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市川 浩行
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月19日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第6573号**  
 東京都世田谷区弦巻5丁目10番1号  
 債務者 株式会社S & D i g i t a l  
 代表者代表取締役 廣川 直己

- 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市川 浩行
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月19日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第285号**  
 青森市大字油川字千刈115番地9  
 債務者 時田製本印刷株式会社  
 代表者代表取締役 伊織 忠夫

- 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後2時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上雄一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第286号 青森市大字油川字千刈115番地9 債務者 特定非営利活動法人JOY 代表者代表理事 時田 逸子 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後2時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上雄一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第994号 宮城県東松島市大曲字堰の内南74番地3 債務者 菱友貨物株式会社 代表者代表取締役 宍戸 真友 1 決定年月日時 令和7年9月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小川 航平 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時45分 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第722号 千葉県柏市豊四季945番地1372 債務者 株式会社天馬 代表者代表取締役 佐藤 俊光 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊地 信吾 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午後1時40分 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第2103号 横浜市神奈川区平川町9番地の7 債務者 株式会社和工創建 代表者代表取締役 小川 和男 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水谷 泰朗 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月16日午後2時 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第6542号 東京都墨田区両国4丁目31番11号 債務者 スタイル株式会社 代表者代表取締役 金子 豊 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 綾 克己 4 破産債権の届出期間 令和7年10月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第197号 静岡県富士宮市野中1250番地の23 債務者 東海エンジニアリング株式会社 代表者代表取締役 高田 信二 1 決定年月日時 令和7年9月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長橋 順 4 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午後2時 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第143号 福島市岡部字当木前123 債務者 株式会社沖進 代表者代表取締役 石川 良一 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安倍 孝祐 4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午前11時10分 福島地方裁判所
令和7年(フ)第309号 岡山県井原市西江原町951番地の1 債務者 井原食産有限会社 代表者代表取締役 横道 幸子 1 決定年月日時 令和7年9月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奥野 哲也 4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月24日午前10時 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第1053号 京都市右京区西院太田町23番地 債務者 株式会社テトリス 代表者代表取締役 木田 修司 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 宏樹 4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月18日午前10時 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第136号 北海道帯広市西16条南1丁目24番10号 債務者 株式会社黒田 代表者代表取締役 黒田 勇一 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中原 正樹 4 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午後2時 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第182号 静岡県富士宮市小泉2348番地の101 債務者 株式会社ALIA 代表者代表取締役 岡本 明子 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 勝俣 善重 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午後2時 釧路地方裁判所帯広支部破産係
令和7年(フ)第682号 北九州市門司区黒川西1丁目2番2号 債務者 株式会社叶水產 代表者代表取締役 銀花 昌弘 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三木真由美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午後1時30分 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第684号 北九州市小倉南区八重洲町7番3号 債務者 エイトフォース株式会社 代表者代表取締役 藏本 健太 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平山 博久 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午後1時30分 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第685号 北九州市小倉南区八重洲町7番3号 債務者 株式会社幸屋(旧商号株式会社クラモト技工) 代表者代表取締役 藏本 健太 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平山 博久 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午後1時30分 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第4462号 大阪府東大阪市昭和町11番13号 債務者 有限会社ワイスマン 代表者取締役 横山 浩志 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 悠樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4234号 大阪市東淀川区東中島1丁目6番14号 新大阪第2日大ビル708 債務者 株式会社オルカム 代表者代表取締役 坂井 直人 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三木真由美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午後1時50分 大阪地方裁判所第6民事部

<b>令和7年(フ)第4425号</b>	大阪府茨木市寺田町9番26号グレースビル2階 債務者 マザーシップ株式会社 代表者代表取締役 津本 育男 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 春木 由香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午後2時10分 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第434号</b>	東京都中央区日本橋兜町18-5日本橋兜町ビル2F 債務者 合同会社FULL-FORCE 代表者代表社員 西村 雄太 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福塚 圭恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午後2時 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第621号</b>	札幌市東区北13条東16丁目1番20号 債務者 株式会社アスコート 代表者代表取締役 東 将太 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲世古善樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午前11時45分 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第1727号</b>	愛知県愛西市早尾町南川並225番地76 債務者 有限会社システム・テクノロジー 代表者取締役 加藤 倫乙 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南 善隆 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午前10時10分 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第103号</b>	佐賀県伊万里市二里町大里乙3617番地1、前 本店佐賀県伊万里市二里町大里乙3617番地5 債務者 山口印刷株式会社 代表者代表取締役 山口 猛

<b>令和7年(フ)第123号</b>	岐阜県大垣市中川町4丁目108番地10 債務者 ReBirth株式会社 代表者代表取締役 若園 拓馬 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 聰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午後1時30分 佐賀地方裁判所武雄支部
<b>令和7年(フ)第4450号</b>	大阪市天王寺区玉造元町18番30号 債務者 トミタ株式会社 代表者代表取締役 中野 裕樹 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 楠山 宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月11日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第52号</b>	山口県周南市南浦山町1番1号 債務者 みづき株式会社 代表者代表取締役 竹本 臣吳 1 決定年月日時 令和7年9月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中坪 良子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月12日午前11時30分 山口地方裁判所周南支部
<b>令和7年(フ)第1054号</b>	宮城県名取市手倉田字諷訪450番地 債務者 有限会社ベストフード・サービス 代表者代表取締役 遠藤 博 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上遠野鉄也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前11時15分 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和7年(フ)第1466号</b>	さいたま市北区本郷町351番地 債務者 株式会社はちみつケア 代表者代表取締役 穂本 史郎 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河原崎友太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時40分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第776号</b>	大分市三佐5丁目3番28号 債務者 株式会社C&F 代表者代表取締役 真鍋 光司 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森若 利幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月16日午前11時 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
<b>令和7年(フ)第776号</b>	大阪府大阪狭山市東野西3丁目786番地の6 債務者 株式会社Lead 代表者代表取締役 岩野 寛志 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡田 祐輝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午後3時 大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第3919号**  
 大阪市中央区北久宝寺町3丁目4番13号  
 債務者 株式会社ゼストエステート  
 代表者代表取締役 正木透次郎  
 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 岡田 祐輝  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午後3時  
 大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4137号**  
 大阪府八尾市堤町3丁目43番地67号  
 債務者 有限会社プロデュース  
 特別代理人 林 祐樹  
 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 山田 寛子  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午後1時50分  
 大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1522号**  
 埼玉県和光市中央2丁目1番17号  
 債務者 株式会社ウエツハラモータース  
 代表者代表取締役 上津原英樹  
 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 野田 泰彦  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午前10時  
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第213号**  
 大阪府阪南市尾崎町508-3 リアクラットビル5F501号室  
 債務者 株式会社C L I N O  
 代表者代表取締役 栗野 将人  
 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 新宅 正人  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日午後1時30分  
 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間**  
 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(フ)第995号**  
 宮城県石巻市大街道南5丁目5番53号  
 債務者 宍戸 真友  
 1 決定年月日時 令和7年9月18日午前11時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 小川 航平  
 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時55分  
 6 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで  
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第64号**  
 宮城県石巻市二子2丁目13番地12 市営二子復興住宅197号  
 債務者 高橋 文友  
 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 伊藤 瞳  
 4 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午前11時30分  
 6 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで  
 仙台地方裁判所石巻支部分管財人

**令和7年(フ)第144号**  
 福島市丸子字東前38番地の4カーサ・ド・ノエル1  
 債務者 石川 良一  
 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後2時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 安倍 孝祐  
 4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月24日午前10時  
 6 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで  
 福島地方裁判所

**令和7年(フ)第86号**  
 宮城県柴田郡柴田町船岡中央3丁目11番5号  
 債務者 小原 幸子  
 1 決定年月日時 令和7年9月18日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 新妻 範之

**4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで**  
**5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午前10時**  
**6 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで**  
 仙台地方裁判所大河原支部

**令和7年(フ)第490号**  
 神奈川県中郡二宮町中里2丁目2番15号 寿ハイツ201  
 債務者 和田 洋市  
 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 中野智一朗  
 4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月24日午後1時30分  
 6 免責意見申述期間 令和7年11月27日まで  
 横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和7年(フ)第284号**  
 岩手県滝沢市巣子823番地19  
 債務者 松本 幸也  
 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 太田 秀栄  
 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月16日午後3時  
 6 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで  
 盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(フ)第236号**  
 愛知県豊川市西香ノ木町1丁目7番地 シャレ・アンジェロ103  
 債務者 富田 淳一  
 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 清水ちはる  
 4 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前10時  
 6 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで  
 名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和7年(フ)第93号**  
 福島県会津若松市山見町323番地の2 コーポキムラ205号、前住所福島県会津若松市河東町八田字漆沢77番地  
 債務者 永井 政秀  
 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 山口 大輔  
 4 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午前10時  
 6 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで  
 福島地方裁判所会津若松支部破産係

**令和7年(フ)第1601号**  
東京都小平市たかの台20番14号  
債務者 鈴木 俊也  
1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 飯田 正伸  
4 破産債権の届出期間 令和7年10月21日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月13日午前11時45分  
6 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第1575号**  
東京都昭島市つじが丘3丁目4番9—1401号  
債務者 横井 潤一  
1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 井ノ川龍太朗  
4 破産債権の届出期間 令和7年10月21日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月19日午前10時45分  
6 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第1580号**  
東京都小金井市本町3丁目11番4号コープやよい202  
債務者 秦 章子  
1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 柴田 典明  
4 破産債権の届出期間 令和7年10月21日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月19日午前11時15分  
6 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第124号**  
島根県松江市寺町213番地15  
債務者 吉田 大祐  
1 決定年月日時 令和7年9月19日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 伊中 裕輔

4 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月25日午前10時  
6 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで  
松江地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第1523号**  
東京都八王子市元八王子町1丁目309番地  
債務者 青柳 裕貴  
1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 近藤わかな  
4 破産債権の届出期間 令和7年10月21日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月26日午前11時15分  
6 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第676号**  
千葉県柏市南逆井3丁目22番41号、前住所千葉県柏市手賀の杜5丁目6番地11  
債務者 梅沢 勇貴  
1 決定年月日時 令和7年9月12日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 大津 郁雄  
4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月3日午前10時20分  
6 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部  
**令和7年(フ)第704号**  
千葉県松戸市小金原4丁目29番地の27  
債務者 大倉 拓也  
1 決定年月日時 令和7年9月16日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 永棟 琢也  
4 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月3日午前10時40分  
6 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部  
**令和7年(フ)第736号**  
千葉県松戸市串崎南町266番地の1 めいと東松戸301号、前住所千葉県松戸市大金平2丁目91番地の1  
債務者 加藤 榮子  
1 決定年月日時 令和7年9月17日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 宇都宮貴士  
4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月3日午後4時30分  
6 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで  
静岡地方裁判所浜松支部破産係  
**令和7年(フ)第714号**  
千葉県流山市美原1丁目1232番地の2 ベルクレール江戸川台101、前住所和歌山県和歌山市西小二里3丁目3番66号  
債務者 山田 英光  
1 決定年月日時 令和7年9月16日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 高橋圭一郎  
4 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月10日午後1時10分  
6 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部  
**令和7年(フ)第723号**  
千葉県我孫子市新木野3丁目16番25号、前住所千葉県柏市豊四季945番地1372  
債務者 佐藤 俊光  
1 決定年月日時 令和7年9月17日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 菊地 信吾  
4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月8日午後1時40分  
6 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部  
**令和7年(フ)第724号**  
千葉県我孫子市新木野3丁目16番25号、前住所千葉県柏市豊四季945番地1372  
債務者 佐藤 直子  
1 決定年月日時 令和7年9月17日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 菊地 信吾  
4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月8日午後1時40分  
6 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

<p><b>令和7年(フ)第725号</b> 千葉県柏市あけぼの4丁目3番23-304号 債務者 荒川 誠 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福原 亮 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月10日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第733号</b> 千葉県柏市松葉町3丁目2番地10 メゾンド椎名101号、前住所千葉県柏市宿連寺45番地6 債務者 柳澤慎太郎 1 決定年月日時 令和7年9月12日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松尾光二郎 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月15日午前10時50分 6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年9月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 服部 貴明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第78号</b> 福島県喜多方市関柴町上高額字新堀150番地5 フジバレスキタカタ102号室 債務者 白川 淳樹 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新田 周作 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係</p>
<p><b>令和7年(フ)第198号</b> 静岡県富士宮市小泉1480番地の1 債務者 高田 信二 1 決定年月日時 令和7年9月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長橋 順 4 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月10日午前11時10分 6 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで 静岡地方裁判所富士支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第6574号</b> 東京都世田谷区弦巻5丁目10-1-108 債務者 廣川 直己 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市川 浩行 4 破産債権の届出期間 令和7年10月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月19日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p><b>令和7年(フ)第183号</b> 静岡県富士宮市小泉2348番地の101、前住所静岡県富士市永田町1丁目85番地 メゾンながた201号 債務者 岡本 明子(旧姓宮田) 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 勝俣 善重 4 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月24日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年12月23日まで 静岡地方裁判所富士支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第616号</b> 北九州市八幡西区森下町11番1-401号、前住所北九州市八幡西区東鳴水2丁目5番6-202号 債務者 岡本 幸子 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 祖父江弘美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>
<p><b>令和7年(フ)第328号</b> 静岡県浜松市中央区三島町45番地の4 アーバンシティ三島105 債務者 高林 友教 1 決定年月日時 令和7年9月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岸田 真穂 4 破産債権の届出期間 令和7年10月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月9日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第730号</b> 千葉県柏市大井1673番地 グリーンヒル沼南105号 債務者 松山 孝史 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 保田 優木 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月15日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第632号</b> 北九州市小倉北区井堀4丁目1番8号(コープかず206) 債務者 前田磨智子 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲地 彩子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第1354号</b> 埼玉県新座市東3丁目12番24号 羽生ハイツ103号室 債務者 高場 孝 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊太健史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月25日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで 福島地方裁判所いわき支部</p>
<p><b>令和7年(フ)第730号</b> 千葉県柏市大井1673番地 グリーンヒル沼南105号 債務者 松山 孝史 1 決定年月日時 令和7年9月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 保田 優木 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月15日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第683号</b> 北九州市小倉南区沼南町2丁目6番3号、住民票上の住所北九州市小倉南区沼南町1丁目15番6-505号 債務者 錢花 昌弘</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年9月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中藤 寛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第641号</b> 福岡県遠賀郡水巻町頃末北2丁目1番6号 債務者 高山夕美子 1 決定年月日時 令和7年9月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中藤 寛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>

## 令和7年(フ)第287号

宮崎市清武町加納甲3297番地1  
債務者 池田 聖人

1 決定年月日時 令和7年9月19日午後1時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 石川 達満

4 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで  
宮崎地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第291号

宮崎県児湯郡木城町大字椎木1791番地2  
債務者 久保野幸子(旧姓児玉)

1 決定年月日時 令和7年9月19日午後1時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 谷口 純一

4 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで  
宮崎地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第336号

宮崎市東大淀2丁目5番29号 アリビオ南宮崎402号  
債務者 美原 伸忠

1 決定年月日時 令和7年9月19日午後1時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 増田 良文

4 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで  
宮崎地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第363号

宮崎市大字赤江409番地 市営住宅166棟4号、前住所宮崎市佐土原町下田島7912番地  
債務者 新福 俊恵

1 決定年月日時 令和7年9月19日午後1時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 大迫 敏輝

4 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで  
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止  
及び免責許可申立てに関する  
意見申述期間

## 令和7年(フ)第46号

静岡県掛川市青葉台15番11号 永田借家  
債務者 八木 理一

1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで  
静岡地方裁判所掛川支部破産係

## 令和7年(フ)第47号

静岡県掛川市中方628番地の1 フォーブルS井崎103、前住所新潟県阿賀野市久保1436番地7 レジデンス愛30 102号

債務者 菅原 瞳美

1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで  
静岡地方裁判所掛川支部破産係

## 令和7年(フ)第157号

山形県西村山郡河北町大字吉田217番地、前住所山形県東根市神町東3丁目8番18-115号デュエリング7

債務者 富樫 嶺

1 決定年月日時 令和7年9月19日午後2時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで  
山形地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第189号

山形市大野目1丁目4番5号 ハウス大野目102号、前住所山形県米沢市東1丁目6番101-1号

債務者 加藤 幸弘

1 決定年月日時 令和7年9月19日午後2時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで  
山形地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第1501号

愛知県尾張旭市庄南町3丁目9番地2 スカイハイツ庄南203号

債務者 古川 哲夫

1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1812号

名古屋市南区大同町5丁目29番地の3 ラフォーレDAI DOU103号

債務者 中村 理恵

1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1816号

名古屋市緑区小坂2丁目801番地の1 第2小坂荘102号

債務者 Road. to. Heaven、ワンダーラビットこと 高岡 尚也

1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1847号

名古屋市南区明治2丁目16番11号 明治2ビル101号

債務者 向原 茂行

1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1930号

名古屋市中川区春田2丁目32番地 春田荘T-12棟 105号

債務者 松本みなみ

1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1964号

名古屋市守山区小幡千代田17番14号 ファミユ千代田2C

債務者 坂 祥子

1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1979号

名古屋市北区若鶴町156番地の2 リアライズ若鶴210号、従前の住所名古屋市北区楠3丁目703番地 パフェームA棟102号

債務者 田中 利幸

1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1980号

名古屋市北区若鶴町156番地の2 リアライズ若鶴210号、従前の住所名古屋市北区楠3丁目703番地 パフェームA棟102号

債務者 田中 静香

1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1997号

愛知県知多市つづじが丘2丁目19番地の9ハイツジョイA101

債務者 鈴木久仁子

1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

<b>令和7年(フ)第2002号</b>	名古屋市緑区鳴海町字北浦14番地の2 光栄荘3号 債務者 木下 勝 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第2031号</b>	名古屋市緑区浦里4丁目64番地 県営鳴海住宅H棟207号 債務者 及川 英樹 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第2074号</b>	名古屋市昭和区神村町1丁目3番地 ビラ三秀神村305号 債務者 杉原 道子 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第2076号</b>	名古屋市緑区鳴海町字伝治山1番地の5 伝治山住宅3棟723号 債務者 山本 勝博 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

<b>令和7年(フ)第2092号</b>	名古屋市緑区曾根2丁目93番地の2 レオパレス左京山第二103 債務者 後藤 晴巳 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第2105号</b>	名古屋市守山区幸心4丁目301番地 ディアコープ202号 債務者 吉澤 紗乃 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第57号</b>	熊本県玉名市滑石1004 債務者 上田 真実 1 決定年月日時 令和7年9月10日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで 熊本地方裁判所玉名支部
<b>令和7年(フ)第6469号</b>	東京都世田谷区駒沢2丁目3-5 マーチ駒沢 債務者 松岡アキエ 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第6473号</b>	東京都豊島区上池袋3丁目12-20-101 債務者 下山奈津美 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第6505号</b>	埼玉県蕨市中央3丁目12-2-305 債務者 松田 玲林 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第6506号</b>	東京都足立区綾瀬1丁目1-8-503 債務者 沼田 尚子(旧姓中郷) 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第6501号</b>	東京都江戸川区一之江5丁目8-8 ドミール一之江・I 102 債務者 風穴 真尚 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第6507号</b>	東京都足立区青井2丁目23-7-2 債務者 小林 由紀 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前2時 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第6512号</b>	東京都練馬区大泉学園町1丁目3-18 カーサーエルモーソ2-205 債務者 田邊 直美 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4274号**  
大阪市西淀川区柏里1丁目7番15号、前住所  
大阪市西淀川区福町1丁目12番19号  
債務者 寺本 仁美  
1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで  
5 免責審尋期日 令和7年12月2日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4283号**  
大阪市淀川区新高5丁目9-15 プレジオ三國A S I A N 205号室、住民票上の住所大阪府箕面市牧落3丁目1番28-201号  
債務者 奥村圭太郎  
1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで  
5 免責審尋期日 令和7年12月5日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第6508号**  
東京都江戸川区西篠崎2丁目7-23  
債務者 井上千恵子  
1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで  
5 免責審尋期日 令和7年11月25日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

**破産手続廃止**

**令和6年(フ)第174号**  
茨城県笠間市鯉渕6515-7  
破産者 有限会社おとうふ家族  
1 決定年月日 令和7年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

水戸地方裁判所

**令和6年(フ)第501号**  
茨城県水戸市見川2丁目108番26号  
破産者 有限会社ウノードサービス  
1 決定年月日 令和7年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

水戸地方裁判所

**令和6年(フ)第302号**  
愛知県犬山市大字犬山字東古券673番地2  
破産者 ウィズラブインターナショナル株式会社  
1 決定年月日 令和7年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所一宮支部

**令和5年(フ)第1772号**  
福岡市東区多の津1丁目18番7号 福岡流通あけぼのビル301号室  
破産者 株式会社burning INTERNATIONAL  
1 決定年月日 令和7年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

**令和6年(フ)第443号**  
福岡市東区多の津1丁目18番7-301号  
破産者 株式会社P T A 支援機構  
1 決定年月日 令和7年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第285号**  
福岡市南区大橋1丁目23番14号  
破産者 株式会社e n G u  
1 決定年月日 令和7年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第1109号**  
福岡市東区奈多1丁目12番30号  
破産者 株式会社s o l n o i r e

1 決定年月日 令和7年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第1122号**  
愛知県清須市助七1丁目200番地4  
破産者 t a l k i n g こと 堀田 明乃  
1 決定年月日 令和7年9月18日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和5年(フ)第759号**  
宮城県黒川郡大郷町粕川字山中40番地  
破産者 サンケーヘルス株式会社  
1 決定年月日 令和7年9月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和6年(フ)第1301号**  
宮城県石巻市浜松町3番12号  
破産者 株式会社オーヤマ  
1 決定年月日 令和7年9月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和6年(フ)第187号**  
埼玉県三郷市彦江1丁目278番地  
破産者 ハマセツ&リベンプラザ株式会社  
1 決定年月日 令和7年9月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和6年(フ)第126号**  
千葉県袖ヶ浦市三箇579番地10  
破産者 有限会社光和建設  
1 決定年月日 令和7年9月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所木更津支部

**令和7年(フ)第81号**  
千葉県木更津市岩根4丁目6番31号  
破産者 有限会社華美

1 決定年月日 令和7年9月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所木更津支部

**令和7年(フ)第82号**  
千葉県木更津市江川440番地4  
破産者 能城 和也  
1 決定年月日 令和7年9月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所木更津支部

**令和7年(フ)第991号**  
東京都狛江市和泉本町2丁目11番4号  
破産者 有限会社S. I. P  
1 決定年月日 令和7年9月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第992号**  
東京都狛江市和泉本町2丁目11番4号  
破産者 松岡 英治  
1 決定年月日 令和7年9月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和6年(フ)第2971号**  
大阪府茨木市西駅前町6番23号三島コーポレーション西駅前町B L D. 4 F  
破産者 ポボロ株式会社  
1 決定年月日 令和7年9月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1752号**  
大阪府箕面市箕面5丁目12番71号  
破産者 関西地盤テクノ株式会社  
1 決定年月日 令和7年9月19日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

<b>令和7年(フ)第876号</b> 福岡市南区屋形原1丁目23番4号 破産者 株式会社HACTO 1 決定年月日 令和7年9月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年9月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日 令和7年9月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部	<b>令和7年(フ)第352号</b> 東京都調布市西つつじヶ丘1丁目10番地2ワ コーレつつじヶ丘502 破産者 森田 純乃 1 決定年月日 令和7年9月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
<b>破産手続廃止及び免責許可決定</b>			
<b>令和6年(フ)第83号</b> 熊本県荒尾市荒尾892番地3 破産者 井上 典通 1 決定年月日 令和7年9月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所玉名支部	茨城県牛久市神谷5丁目8番地3 破産者 株式会社市川甲冑工房 1 決定年月日 令和7年9月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係	堺市美原区太井574番地4 破産者 有限会社ホリカワ 1 決定年月日 令和7年9月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所堺支部破産係	<b>令和6年(フ)第3965号</b> 大阪府東大阪市吉田本町1丁目3番17号 破産者 東大阪配達サービス株式会社 1 決定年月日 令和7年9月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
<b>令和7年(フ)第28号</b> 熊本県玉名市築地34番地1 高原貸家、開始決定時の住所、熊本県玉名市築地255番地25 破産者 宮尾 美香 1 決定年月日 令和7年9月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所玉名支部	茨城県取手市紫水1丁目10番地7 破産者 有限会社鈴木物産 1 決定年月日 令和7年9月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係	兵庫県加古川市別府町新野辺北町4丁目11番地 破産者 有限会社ミナミハウジング 1 決定年月日 令和7年9月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 神戸地方裁判所姫路支部	<b>令和6年(フ)第567号</b> 熊本市北区清水東町7番50号 破産者 一般社団法人101C i e l 1 決定年月日 令和7年9月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
<b>破産手続終結</b>			
<b>令和7年(フ)第91号</b> 広島市南区向洋中町4番4号 破産者 株式会社リックス 1 決定年月日 令和7年9月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 広島地方裁判所民事第4部	群馬県前橋市上新田町1170番地1 破産者 丸藤フルーツ株式会社 1 決定年月日 令和7年9月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 前橋地方裁判所民事部破産再生係	愛媛県西条市三津屋180番地1 破産者 株式会社ヴォーグ 1 決定年月日 令和7年9月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 松山地方裁判所西条支部	<b>令和6年(フ)第2849号</b> 愛知県豊明市栄町西大根79番地9 破産者 株式会社KMC 1 決定年月日 令和7年9月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
<b>令和6年(フ)第8号</b> 石川県輪島市河井町20部1番地1 破産者 輪島市商店連盟協同組合 1 決定年月日 令和7年9月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 金沢地方裁判所輪島支部	福島県南相馬市原町区長野字上田157番地 破産者 株式会社落合工機 1 決定年月日 令和7年9月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 福島地方裁判所相馬支部	<b>令和6年(フ)第2183号</b> 福岡県糟屋郡志免町桜丘1丁目4番7号 破産者 株式会社ビッグ・ワン 1 決定年月日 令和7年9月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
<b>令和6年(フ)第878号</b> 北九州市戸畠区浅生3丁目9番21号 破産者 有限会社澤田自動車	大阪府大東市平野屋2丁目8番18号 破産者 有限会社モールドプラス		福岡地方裁判所第4民事部

<b>令和6年(フ)第454号</b>	最後の住所 宮城県富谷市富谷桜田1番地11 社会福祉法人特別養護老人ホーム杜の風、住民票上の住所宮城県黒川郡大郷町粕川字古屋敷16番地 破産者 亡高橋正人相続財産 1 決定年月日 令和7年9月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和6年(フ)第1111号</b>	仙台市泉区野村字二重袋5番地 破産者 ミクロプラスチックス株式会社 1 決定年月日 令和7年9月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和6年(フ)第154号</b>	栃木県足利市大前町1287番地 破産者 有限会社我妻鉄工所 1 決定年月日 令和7年9月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 宇都宮地方裁判所足利支部
<b>令和5年(フ)第5656号</b>	大阪府守口市佐太中町6丁目8番6号 破産者 有限会社エフテック 1 決定年月日 令和7年9月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和6年(フ)第98号</b>	滋賀県東近江市五個荘山本町710番地 破産者 近江リビング株式会社 1 決定年月日 令和7年9月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大津地方裁判所彦根支部

<b>令和6年(フ)第18号</b>	和歌山県新宮市南檜枝157番地の1 破産者 有限会社浜口印刷 1 決定年月日 令和7年9月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 和歌山地方裁判所新宮支部
<b>令和7年(フ)第191号</b>	広島市中区国泰寺町1丁目9番7-201号 破産者 株式会社ワーカス 1 決定年月日 令和7年9月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 広島地方裁判所民事第4部
	<b>破産手続終結及び免責許可決定</b>
<b>令和6年(フ)第301号</b>	宮崎市清水3丁目2番26号 Casavia Sole 302号 破産者 武市 忍 1 決定年月日 令和7年9月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
	<b>破産債権の届出期間及び一般調査期日</b>
<b>令和7年(フ)第1123号</b>	福岡市中央区長浜1丁目4番45-501号 エフメゾン北天神 破産者 高野 将 1 破産債権の届出期間 令和7年10月16日まで 2 一般調査期日 令和7年11月25日午後2時 令和7年9月16日 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和6年(フ)第2430号</b>	福岡市博多区中洲5丁目3番8号アクア博多5F 破産者 F & Tマックスフルネス合同会社
<b>令和6年(フ)第18号</b>	1 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで 2 一般調査期日 令和7年11月19日午後3時30分 令和7年9月18日 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第510号</b>	福岡市南区老司2丁目6番5号 破産者 有限会社安藤商店 1 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで 2 一般調査期日 令和7年11月19日午前10時30分 令和7年9月18日 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第511号</b>	福岡県春日市岡本3丁目34番地、破産手続開始決定時の住所福岡市南区老司2丁目6番5号 破産者 安藤 義明 1 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで 2 一般調査期日 令和7年11月19日午前10時30分 令和7年9月18日 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第860号</b>	札幌市東区北42条東5丁目3番22-101号 破産者 長渡 啓介 1 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで 2 一般調査期日 令和7年12月16日午前10時30分 令和7年9月19日 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和6年(フ)第63号</b>	兵庫県たつの市御津町室津1032番地の1 破産者 株式会社きむらや 1 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで 2 一般調査期日 令和7年12月5日午後1時30分 令和7年9月22日 神戸地方裁判所龍野支部
<b>令和6年(フ)第20号</b>	福岡県八女市立花町兼松1668番地2 破産者 末廣商店こと 末廣 哲也 1 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで 2 一般調査期日 令和7年12月24日午前10時10分 令和7年9月22日 福岡地方裁判所八女支部破産係

**令和7年(フ)第170号**  
岡山県浅口市金光町占見新田509番地1  
破産者 Asset Consulting株式会社  
1 破産債権の届出期間 令和7年11月6日まで  
2 一般調査期日 令和7年12月4日午後2時15分  
令和7年9月22日  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和6年(フ)第1035号**  
福岡市南区長丘3丁目18番10号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区長住4丁目9番8号  
破産者 森田 泰大  
1 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで  
2 一般調査期日 令和7年12月24日午前10時30分  
令和7年9月19日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第995号**  
福岡市東区和白3丁目5番5-201号 マーベラス 和白  
破産者 岩本 圭史  
1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで  
2 一般調査期日 令和7年12月12日午前10時  
令和7年9月18日  
福岡地方裁判所第4民事部

**破産管財人変更**

**令和7年(フ)第24号**  
鹿児島県志布志市松山町泰野1778番地  
破産者 山口 太一  
破産管財人有村さやかが辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。  
新破産管財人 弁護士 村山 大輔  
令和7年8月28日  
鹿児島地方裁判所鹿屋支部

**債権者集会期日変更及び免責審尋期日変更**

**令和6年(フ)第293号**  
盛岡市三本柳22地割35番地3 ウェルトD 203号  
破産者 長谷川 傑  
主文 令和7年11月11日午前10時30分債権者集会期日（財産状況報告集会・債権調査・計算報告集会・破産手続廃止に関する集会の各期日）及び免責審尋期日を令和7年12月2日午前10時30分に変更する。  
令和7年9月11日  
盛岡地方裁判所第2民事部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

**令和7年(フ)第433号**  
福岡県筑紫野市大字永岡833番地2 筑紫野スカイマンション103号  
破産者 武藤 純代（旧姓石山・佐々木）  
異議申述期間 令和7年11月11日まで  
令和7年9月16日  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和6年(フ)第2419号**  
兵庫県尼崎市武庫之荘4丁目24番13号 204、開始決定時兵庫県尼崎市常吉1丁目3-9-102  
破産者 衣川 泰司  
異議申述期間 令和7年11月14日まで  
令和7年9月19日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第145号**  
北海道名寄市字豊栄109番地56 住宅型有料老人ホームひのき 西棟153号室  
破産者 西館 幸雄  
異議申述期間 令和7年11月17日まで  
令和7年9月22日  
旭川地方裁判所民事部

**免責許可決定**

**令和7年(フ)第46号**  
熊本県玉名市岩崎70番地4 リバーパーク201号  
破産者 武田 晃一  
1 決定年月日 令和7年9月10日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所玉名支部

**特別清算終結**

**令和7年(ヒ)第2010号**  
東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際ビル4階  
清算株式会社 株式会社カワセミ  
1 決定年月日 令和7年9月9日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(ヒ)第3019号**  
兵庫県尼崎市東園田町2丁目43-1  
清算株式会社 オースディ株式会社  
1 決定年月日 令和7年9月11日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**特別清算協定認可**

**令和7年(ヒ)第7号**  
徳島県徳島市銀座28番地  
清算株式会社 株式会社銀座  
代表清算人 鈴木 豊子  
1 決定年月日 令和7年9月8日  
2 主文 次の協定を認可する。  
協定  
1 本協定において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。  
2 各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。  
3 前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ換価により弁済原資が発生すると認められるときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。  
(別紙省略)

**徳島地方裁判所民事部**

**再生計画認可**

**令和7年(再)第9号**  
東京都大田区田園調布1丁目41番12号  
再生債務者 山根 茂雄  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。  
令和7年9月10日  
東京地方裁判所民事第20部

**再生手続終結**

**令和4年(再)第27号**  
愛知県新城市七郷一色字桐久保31番地3  
再生債務者 株式会社秋葉ゴルフ俱楽部  
1 主文 本件再生手続を終結する。  
2 理由の要旨 再生計画認可の決定の確定  
令和7年9月8日  
東京地方裁判所民事第20部

**小規模個人再生による再生手続開始**

**令和7年(再イ)第98号**  
仙台市青葉区台原6丁目13番39-1号 アスコット台原B棟103  
再生債務者 阿部 彩花  
1 決定年月日 令和7年9月18日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月13日まで  
仙台地方裁判所第4民事部

**令和7年(再イ)第14号**  
山形県酒田市大宮町2丁目7番地の18  
再生債務者 斎藤 拓真  
1 決定年月日 令和7年9月18日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月13日まで  
山形地方裁判所酒田支部

**令和7年(再イ)第16号**  
福島市大森字久保内30番地の1（従前の住所）  
福島市野田町字上谷地2番地の18  
再生債務者 富樫 美幸  
1 決定年月日 令和7年9月18日午後2時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月13日まで  
福島地方裁判所

<b>令和7年(再イ)第21号</b> 福島県いわき市小名浜西君ヶ塚町17番地の29 再生債務者 若松 広太 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月6日まで 福島地方裁判所いわき支部	<b>令和7年(再イ)第244号</b> 大阪府高槻市土室町31番16号 再生債務者 松岡 泰生 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月23日から令和7年11月6日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	<b>令和7年(再イ)第83号</b> 兵庫県加古川市平岡町新在家3丁目281番地 アドニス21-302号 再生債務者 小塩 一幸 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月20日まで 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(再イ)第371号</b> 東京都西東京市ひばりが丘北4-3-29-203 再生債務者 佐藤 風(旧氏名佐藤元) 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月20日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(再イ)第114号</b> 神奈川県藤沢市善行1丁目20番地の5 ラ フィネ藤沢403号室 再生債務者 崎迫 勇太 1 決定年月日時 令和7年9月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月6日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	<b>令和7年(再イ)第369号</b> 大阪市城東区関目6丁目14番A-209号 再生債務者 荒井 一郎 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月23日から令和7年11月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(再イ)第391号</b> 東京都足立区小台2-24-20 再生債務者 船場 大 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月20日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(再イ)第155号</b> 神奈川県大和市深見台1丁目9番1号 再生債務者 熊谷 喜久 1 決定年月日時 令和7年9月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月6日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	<b>令和7年(再イ)第405号</b> 大阪府枚方市長尾元町1丁目28番1号 再生債務者 吉田 司 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月23日から令和7年11月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(再イ)第400号</b> 東京都福生市大字福生540-18 再生債務者 北川 正之 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月20日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(再イ)第173号</b> 神奈川県海老名市杉久保北5丁目23番17-104号 再生債務者 千葉 聖也 1 決定年月日時 令和7年9月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月6日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	<b>令和7年(再イ)第65号</b> 大阪府藤井寺市小山8丁目15番20号 再生債務者 垣瀬 元 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月23日から令和7年11月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(再イ)第416号</b> 東京都小平市花小金井8-3-1 再生債務者 郷戸 安彦 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月20日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(再イ)第92号</b> 京都市伏見区深草東伊達町2番地65 再生債務者 足立 卓哉 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月23日から令和7年11月4日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	<b>令和7年(再イ)第62号</b> 大阪府阪南市尾崎町5丁目15番9号 再生債務者 栗本 隆志 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月23日から令和7年11月6日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係
	<b>京都地方裁判所第5民事部再生係</b>	<b>令和7年(再イ)第42号</b> 熊本県菊池郡大津町大字杉木763番地81 メ ランジェ杉木202号 再生債務者 春木 佳祐 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月6日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

<b>令和7年（再イ）第7号</b> 山形県鶴岡市湯温海字湯温海320番地 再生債務者 若生 充 1 決定年月日時 令和7年9月19日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月14日まで 山形地方裁判所鶴岡支部	<b>3 再生債権の届出期間 令和7年10月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月14日まで 　　高松地方裁判所民事部破産・再生係</b>	<b>小規模個人再生による書面決議に付する決定</b> <b>令和7年（再イ）第79号</b> 千葉県船橋市旭町2丁目12番11号 再生債務者 長野由布子 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月6日まで 令和7年9月18日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	<b>令和7年（再イ）第232号</b> 東京都練馬区立野町23-4-103 再生債務者 関島 創太 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月6日まで 令和7年9月18日 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年（再イ）第31号</b> 茨城県石岡市北府中1丁目13番36号 再生債務者 成田 有志 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月21日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	<b>佐賀県小城市三日月町長神田511番地9 再生債務者 馬場幸一郎 1 決定年月日時 令和7年9月19日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月7日まで 　　佐賀地方裁判所民事部破産係</b>	<b>令和7年（再イ）第92号</b> 千葉市中央区南生実町1312番地40 再生債務者 東 遼平 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月1日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月6日まで 令和7年9月18日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	<b>令和7年（再イ）第36号</b> 仙台市太白区太子堂11番18号（従前の住所） 岩手県盛岡市高松3丁目8番6号 フラットK103号 再生債務者 大友 正幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月9日まで 令和7年9月18日 東京地方裁判所第4民事部
<b>令和7年（再イ）第83号</b> 東京都八王子市川口町1510番地8 再生債務者 鈴木 雄介 1 決定年月日時 令和7年9月19日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月21日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	<b>大分市大字猪野957番地の2 ブルースカイ ワン明野2番館101 再生債務者 江上 隆敏 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月21日まで 　　大分地方裁判所民事第1部破産再生係</b>	<b>令和7年（再イ）第92号</b> 東京都練馬区東大泉7-34-1 再生債務者 加藤 晃弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月6日まで 令和7年9月18日 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年（再イ）第23号</b> 静岡県沼津市下香貫上ノ原1430番地の6 レジデンス光201号 再生債務者 田中 幸司 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月9日まで 令和7年9月18日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
<b>令和7年（再イ）第9号</b> 三重県志摩市阿児町神明933番地17 再生債務者 酒井 亮 1 決定年月日時 令和7年9月19日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月21日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	<b>宮崎県日南市大字平野785番地 フィデール リュウ203号 再生債務者 松田 祐樹 1 決定年月日時 令和7年9月19日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月7日まで 　　宮崎地方裁判所日南支部</b>	<b>令和7年（再イ）第206号</b> 東京都江戸川区南葛西4-19-13-201 再生債務者 岩田 大凱 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月6日まで 令和7年9月18日 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年（再イ）第23号</b> 福岡県三井郡大刀洗町大字上高橋1115番地 LOFT MAMAMOO B-7 再生債務者 宮崎 愛貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月9日まで 令和7年9月18日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係
<b>令和7年（再イ）第34号</b> 香川県高松市中野町20番21号 グレイス中野町304 再生債務者 池田 龍一 1 決定年月日時 令和7年9月19日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	<b>東京都西東京市富士町6丁目9番2号 再生債務者 須田 政孝 1 決定年月日時 令和7年9月19日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月25日まで 　　東京地方裁判所立川支部民事第4部</b>	<b>令和7年（再イ）第91号</b> 東京都清瀬市元町1-13-2 ブリエ・ラクティⅡ101 再生債務者 軽部 真輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月6日まで 令和7年9月18日 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年（再イ）第25号</b> 大分県別府市石垣東9丁目5番5号 再生債務者 河野 剛士 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月9日まで 令和7年9月18日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（再イ）第16号 福井県大田原市加治屋83番地19 さくらハイツ205号 再生債務者 松本 翼 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 10日まで 令和7年9月19日 宇都宮地方裁判所大田原支部 令和7年（再イ）第43号 東京都立川市富士見町6丁目43番5号ランドシティ立川多摩川テラス101号 再生債務者 稲田 圭吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 10日まで 令和7年9月19日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年（再イ）第21号 富山市中野新町2丁目3番8号 再生債務者 津田 熊 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 10日まで 令和7年9月19日 富山地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第22号 富山市婦中町西ヶ丘1番地349 再生債務者 上田 康幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 10日まで 令和7年9月19日 富山地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第24号 富山市つばめ野1丁目161番地 再生債務者 山村 純 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 10日まで 令和7年9月19日 富山地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第11号 富山県小矢部市津沢1丁目46番地 再生債務者 岸川 義宏 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 10日まで 令和7年9月19日 富山地方裁判所高岡支部 令和7年（再イ）第3号 山梨県富士吉田市ときわ台1丁目2番13号 B-2 再生債務者 伊藤 克輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 10日まで 令和7年9月18日 甲府地方裁判所都留支部再生係 令和7年（再イ）第16号 愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番地 再生債務者 西本 裕隆 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 10日まで 令和7年9月19日 名古屋地方裁判所豊橋支部 令和7年（再イ）第25号 佐賀市高木瀬東4丁目8番6号 ピュア高木瀬東102 再生債務者 川副 一美 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 10日まで 令和7年9月19日 佐賀地方裁判所民事部破産係 令和7年（再イ）第22号 埼玉県東松山市あずま町1丁目18番地4 D—roomあずま町 B203号室 再生債務者 林 奎介 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 14日まで 令和7年9月19日 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年（再イ）第27号 千葉県松戸市西馬橋3丁目14番地の21 再生債務者 小野 聖貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 14日まで 令和7年9月16日 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年（再イ）第51号 千葉県松戸市野菊野2番地 野菊野団地2棟 417号室 再生債務者 松原 信一 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 14日まで 令和7年9月16日 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年（再イ）第16号 金沢市森山1丁目1番20号 再生債務者 中堀 美恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 15日まで 令和7年9月19日 金沢地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第43号 大阪府貝塚市地蔵堂53番地5-2-703 再生債務者 谷口 宰 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 15日まで 令和7年9月17日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係 令和7年（再イ）第3号 沖縄県うるま市与那城饒辺147番地 再生債務者 森本 博勝 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 15日まで 令和7年9月17日 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和7年（再イ）第1号 北海道名寄市西1条南11丁目1番地1 名寄マーガレットヴィラC 631 再生債務者 小原久美江 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 16日まで 令和7年9月18日 旭川地方裁判所名寄支部 令和7年（再イ）第17号 福島県須賀川市芹沢町68番地17 再生債務者 松浦 学 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 16日まで 令和7年9月16日 福島地方裁判所郡山支部再生係 令和7年（再イ）第48号 千葉県松戸市栄町5丁目305番地 栄町ハイム402号 再生債務者 鈴木 真実 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 16日まで 令和7年9月18日 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年（再イ）第16号 山梨県北杜市須玉町大豆生田505番地11 再生債務者 宮川 仁 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 16日まで 令和7年9月18日 甲府地方裁判所民事部破産係 令和7年（再イ）第14号 長野県塩尻市大字宗賀5290番地9 再生債務者 松原 厚臣 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 16日まで 令和7年9月18日 長野地方裁判所松本支部
---	---	--	---

令和7年（再イ）第18号 長野県松本市大字里山辺4257番地3 再生債務者 館林 安男 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 16日まで 令和7年9月18日 長野地方裁判所松本支部	令和7年（再イ）第142号 札幌市清田区真栄1条2丁目3番12-301号 再生債務者 永岡 英世 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 17日まで 令和7年9月19日 札幌地方裁判所民事第4部	1 決議に付する再生計画案 令和7年9月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 17日まで 令和7年9月19日 奈良地方裁判所 令和7年（再イ）第14号 島根県雲南市大東町飯田378番地内1（前住 所）島根県松江市宍道町宍道22番地 再生債務者 永原 涼 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 17日まで 令和7年9月19日 松江地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第83号 神戸市東灘区本山南町6丁目2番1-309号 再生債務者 村井 雅大 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 9日まで 令和7年9月18日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第309号 大阪市港区磯路2丁目13番2-407号 再生債務者 中之菌亮太 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 16日まで 令和7年9月18日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第147号 札幌市北区拓北3条4丁目7番32号 再生債務者 岩井 孝 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 17日まで 令和7年9月19日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第16号 福島県郡山市喜久田町堀之内字下前田7番地 再生債務者 橋本 順子 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 20日まで 令和7年9月18日 福島地方裁判所郡山支部再生係	令和7年（再イ）第61号 兵庫県加古川市志方町横大路13番地の3 再生債務者 二俣せつ子 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 16日まで 令和7年9月18日 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年（再イ）第53号 堺市堺区大浜北町3丁5番6-101号 再生債務者 今中 就紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 16日まで 令和7年9月18日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年（再イ）第1号 北海道旭川市忠和4条2丁目1番26号 再生債務者 北村 真樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 17日まで 令和7年9月19日 旭川地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第51号 福岡県中間市中尾4丁目9番60号 再生債務者 矢野 大輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 8日まで 令和7年9月17日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（再イ）第18号 岡山県倉敷市鶴形1丁目9番30-1305号 サーパス倉敷鶴形 再生債務者 池田 洋平 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 9日まで 令和7年9月18日 岡山地方裁判所倉敷支部
令和7年（再イ）第100号 北海道江別市大麻晴美町10番地の16 101 再生債務者 齊藤 祥吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 17日まで 令和7年9月19日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第13号 福島県郡山市桑野5丁目3番地の2 桑野夕 ウンハウスD棟4号 再生債務者 台丸谷優子（旧姓鈴木） 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 17日まで 令和7年9月17日 福島地方裁判所郡山支部再生係	令和7年（再イ）第74号 神戸市中央区脇浜海岸通3丁目1番18-602 号 再生債務者 PARK CHANG SUK 朴 其奭 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 9日まで 令和7年9月18日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第6号 山口県岩国市御庄3丁目129番地2 ドリーム バレー101 再生債務者 惠良 正行 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 9日まで 令和7年9月18日 山口地方裁判所岩国支部
令和7年（再イ）第113号 札幌市豊平区平岸6条15丁目1番50-416号 再生債務者 田井中 孝 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 17日まで 令和7年9月19日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第7号 滋賀県守山市小島町1322番地2 再生債務者 安達 卓史 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 17日まで 令和7年9月19日 大津地方裁判所民事部再生係	令和7年（再イ）第15号 奈良市肘塚町167番地の20 再生債務者 MONOTON Eこと 榎本 恒 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 9日まで 令和7年9月18日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	

**令和7年(再イ)第60号**  
北九州市八幡西区南鷹見町6番35号  
再生債務者 白石 圭  
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月9日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月9日まで  
令和7年9月18日  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部  
**令和7年(再イ)第9号**  
長崎県大村市富の原1丁目1600番地1  
再生債務者 栗林 彪斗  
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月27日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月9日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月9日まで  
令和7年9月18日 長崎地方裁判所大村支部  
**令和7年(再イ)第10号**  
長崎県大村市富の原2丁目48番地1  
再生債務者 内野 陽平  
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月9日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月9日まで  
令和7年9月18日 長崎地方裁判所大村支部  
**令和7年(再イ)第24号**  
新潟市西区青山3丁目14番42号2  
再生債務者 駒田 俊  
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月8日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月10日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月10日まで  
令和7年9月19日 新潟地方裁判所民事部  
**令和7年(再イ)第39号**  
新潟市東区材木町2番48号13  
再生債務者 渡邊 雄斗

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月10日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月10日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月10日まで  
令和7年9月19日 新潟地方裁判所民事部  
**令和7年(再イ)第45号**  
新潟市中央区明石2丁目3番25号 明石市営  
住宅1001号  
再生債務者 野田 尚人  
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月12日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月10日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月10日まで  
令和7年9月19日 新潟地方裁判所民事部  
**令和7年(再イ)第8号**  
愛媛県新居浜市中村4丁目15番35号  
再生債務者 岡田 鈴香  
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月10日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月10日まで  
令和7年9月19日 松山地方裁判所西条支部  
**令和7年(再イ)第12号**  
愛媛県西条市下島山甲801番地1  
再生債務者 安藤 美弘  
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月16日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月10日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月10日まで  
令和7年9月19日 松山地方裁判所西条支部  
**令和7年(再イ)第3号**  
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3063番地42(前  
住所)福岡県鞍手郡鞍手町大字中山134番地  
1  
再生債務者 野見山丈司

1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月10日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月10日まで  
令和7年9月19日 福岡地方裁判所直方支部  
**令和7年(再イ)第66号**  
広島県安芸郡熊野町萩原10丁目20番12号  
再生債務者 中村 保  
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月10日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月16日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月16日まで  
令和7年9月18日  
広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(再イ)第7号**  
広島県三原市宮沖5丁目6番1-311号  
再生債務者 竹中 庸介  
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月12日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月16日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月16日まで  
令和7年9月18日 広島地方裁判所尾道支部  
**令和7年(再イ)第12号**  
青森県青森市浪岡大字北中野字村元45番地2  
再生債務者 奈良 樹  
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月17日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月17日まで  
令和7年9月19日 青森地方裁判所弘前支部  
**令和7年(再イ)第62号**  
広島市南区大須賀町15番8-702号  
再生債務者 嘉村 誠也  
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月27日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月17日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月17日まで  
令和7年9月19日  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第18号**  
香川県高松市木太町3294番地3  
再生債務者 石原まゆみ  
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月17日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月17日まで  
令和7年9月19日  
高松地方裁判所民事部破産・再生係  
**令和7年(再イ)第33号**  
愛媛県松山市古川北3丁目3番8号  
再生債務者 石井 紳  
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日  
付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月17日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月17日まで  
令和7年9月19日 松山地方裁判所民事部  
**小規模個人再生による再生計画認可**  
**令和7年(再イ)第2号**  
熊本県玉名市松木33番地6 グリーンシャトーハ棟201号  
再生債務者 柴田 孝一  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年8月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年9月10日 熊本地方裁判所玉名支部  
**給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取**  
**令和7年(再口)第2号**  
静岡県沼津市岡宮90番地の2の1 バイオレットハイツ土屋107  
再生債務者 浅場 誠  
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月12日付け再生計画案  
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由  
3 2の書面の提出期間 令和7年10月10日まで  
令和7年9月19日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

<b>令和7年(再口) 第6号</b>	兵庫県三木市志染町青山4丁目9番地の18 再生債務者 植野 孝 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月17日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年10月10日まで 令和7年9月19日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 <b>給与所得者等再生による再生計画認可</b>
<b>令和7年(再口) 第1号</b>	大阪市平野区長吉六反2丁目6番41号 再生債務者 田中 健次 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年9月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年9月19日 大阪地方裁判所第6民事部 <b>所有者不明土地管理命令に関する異議の催告</b>
	次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
<b>令和7年(チ) 第1号</b>	山形県酒田市御成町11番21号 申立人 阿部 吉勝 住所・居所 不明 (不動産登記簿上の住所) 酒田市御成町12番1号 所有者 株式会社東冷工業所 届出期間満了日 令和7年11月10日 令和7年9月10日 山形地方裁判所酒田支部 <b>(別紙) 物件目録</b>
1 所在 酒田市御成町 地番 24番29 地目 宅地 地積 1,42平方メートル	石川県羽咋市旭町ア200番地 申立人 羽咋市長 岸 博一 住所・居所 不明 (最後の住所) 石川県羽咋市飯山町ホ82番地 不明所有者 亡副島澄子相続財産 届出期間満了日 令和7年10月24日 令和7年8月25日 金沢地方裁判所七尾支部

<b>令和7年(チ) 第8号</b>	神奈川県小田原市城山3丁目7番32-2号 申立人 村�冈 健司 本店所在地 不明 (商業登記簿上の本店所在地) 大阪市大正区三軒家西一丁目25番5号 (不動産登記簿上の本店所在地) 大阪市都島区中野町四丁目19番4号 所有者 株式会社大和工務店 届出期間満了日 令和7年11月11日 令和7年9月10日 神戸地方裁判所尼崎支部 <b>(別紙) 物件目録</b>
1 所在 羽咋市飯山町ホ26番地 家屋番号 26番 種類 工場 構造 木造瓦葺平家建 床面積 195.66平方メートル	石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地 申立人 七尾市長 茶谷 義隆 住所・居所 不明 (最後の住所) 石川県七尾市矢田町亥部2番地1 所有者 亡山外副実相続財産 届出期間満了日 令和7年11月5日 令和7年9月5日 金沢地方裁判所七尾支部 <b>(別紙) 物件目録</b>
1 所在 七尾市能登島祖母ヶ浦町五 1番地、35番地3 家屋番号 1番の2 種類 居宅 構造 木造瓦葺平家建 床面積 82.10平方メートル	1 所在 七尾市能登島祖母ヶ浦町五 1番地、35番地3 家屋番号 1番の2 種類 居宅 構造 木造瓦葺平家建 床面積 82.10平方メートル
2 所在 七尾市能登島祖母ヶ浦町五 1番地 家屋番号 1番の3 種類 旅館 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 234.47平方メートル 2階 179.31平方メートル	2 所在 七尾市能登島祖母ヶ浦町五 1番地 家屋番号 1番の3 種類 旅館 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 234.47平方メートル 2階 179.31平方メートル
3 所在 七尾市能登島祖母ヶ浦町五 1番地 家屋番号 1番の1 種類 倉庫 構造 土蔵造瓦葺2階建 床面積 1階 25.44平方メートル 2階 18.52平方メートル	3 所在 七尾市能登島祖母ヶ浦町五 1番地 家屋番号 1番の1 種類 倉庫 構造 土蔵造瓦葺2階建 床面積 1階 25.44平方メートル 2階 18.52平方メートル

**企業年金基金変更公告**

綜合警備保障企業年金基金の名称に変更があるので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第9条の規定により、次のとおり公告します。

1. 変更後の基金の名称 ALSOK企業年金基金
2. 変更前の基金の名称 総合警備保障企業年金基金
3. 変更年月日 令和7年10月1日  
令和7年10月1日 東京都港区元赤坂1丁目1番2号赤坂ライオンズビル7階 ALSOK企業年金基金  
理事長 柏木伊久二

**会社その他の公告****合併公告**

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しては解散するにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月六日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 宣報

掲載の日付 令和七年九月五日

掲載頁 六十一頁 (号外第1101号)

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月一日

茨城県龍ヶ崎市二八一二番地111

(甲) 株式会社オオツカ

代表取締役 新沼 梨可

茨城県龍ヶ崎市二八一二番地111

(乙) 有限会社賃貸幸和

取締役 新沼 梨可

**合併公告**

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しては解散するにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 宣報

掲載の日付 令和七年四月八日

掲載頁 六十一頁 (号外第七十九号)

(乙) 掲載紙 宣報

掲載の日付 令和七年四月八日

掲載頁 五十八頁 (号外第七十九号)

令和七年十月一日

東京都港区芝浦二丁目1番一一号 m s b

T a m a c h i t a n c e s t e r i o n t a w a l s

一一階 (甲) アネーフオワードケッサイ株式会社

代表取締役 富山 直道

東京都港区芝浦二丁目1番一一号 m s b

T a m a c h i t a n c e s t e r i o n t a w a l s

一一階 (乙) 株式会社B i z F o r w a r d

代表取締役 富山 直道

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞  
掲載頁 二十九頁  
令和七年九月十八日

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞  
掲載頁 二十九頁  
令和七年九月十八日

(甲) 株式会社WAVE出版  
代表取締役 谷下 満浩  
東京都中央区銀座七丁目四番一二号  
(乙) 株式会社至文堂  
代表取締役 谷下 満浩

(甲) アース製薬株式会社  
代表取締役 川端 克宜  
東京都千代田区神田司町二丁目一二番地一  
(乙) 株式会社バスクリン  
代表取締役 三枚堂正悟

(甲) https://www.mynavi.jp/  
掲載頁 六十九頁 (号外第三〇一)  
令和七年十月一日

(甲) 株式会社マイナビ  
代表取締役 土屋 芳明  
東京都千代田区一ツ橋一丁目一番一号  
株式会社アット企画  
代表取締役 鈴木 栄一  
愛知県豊橋市大岩町字火打坂一九番地二  
令和七年十月一日

(甲) パナソニッククリービング近畿株式会社  
代表取締役 梁井 俊平  
福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番三五号  
(E) パナソニッククリービング中四国・九州  
株式会社 代表取締役 松岡 直樹  
六番一号の若年キャリア事業に関する権利義務を承継することとしたので公表します。

(甲) https://insource-mkdc.co.jp/  
令和七年十月一日

(甲) 株式会社インソース  
代表取締役 舟橋 孝之  
東京都千代田区神田小川町三丁目二〇番地  
(乙) 株式会社インソースマーケティング  
代表取締役 舟橋 孝之  
横浜市西区北幸二丁目九番一四号  
(丙) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年七月一日  
令和七年十月一日

(A) https://panasonic.co.jp/phs/plv/  
(B) https://panasonic.co.jp/phs/plvh/  
(C) https://panasonic.co.jp/phs/plvc/  
(D) https://panasonic.co.jp/phs/plvkn/  
(E) https://panasonic.co.jp/phs/plvks/  
profile.html

(甲) パナソニッククリービング株式会社  
代表取締役 竹村 健司  
宮城県名取市飯野坂字北沖一〇番地一  
(B) パナソニッククリービング北海道・東北  
株式会社 代表取締役 前芝 寿之  
名古屋市中村区駅南二丁目七番五五号  
(C) パナソニッククリービング中部株式会社  
代表取締役 寺島 秀一

(D) パナソニッククリービング近畿株式会社  
代表取締役 梁井 俊平  
福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番三五号  
(E) パナソニッククリービング中四国・九州  
株式会社 代表取締役 松岡 直樹  
六番一号の若年キャリア事業に関する権利義務を承継することとしたので公表します。

(甲) 株式会社相鉄ホテルマネジメント  
取締役社長 鈴木 正宗  
横浜市西区北幸二丁目九番一四号  
(乙) 相鉄イン株式会社  
株式会社 代表取締役 前芝 寿之  
名古屋市中村区駅南二丁目七番五五号  
(C) パナソニッククリービング中部株式会社  
代表取締役 寺島 秀一

(D) パナソニッククリービング近畿株式会社  
代表取締役 梁井 俊平  
福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番三五号  
(E) パナソニッククリービング中四国・九州  
株式会社 代表取締役 松岡 直樹  
六番一号の若年キャリア事業に関する権利義務を承継することとしたので公表します。

## 吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社マイナビワームス(乙)、住所東京都新宿区西新宿一丁目六番一号の若年キャリア事業に関する権利義務を承継することとしたので公表します。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載紙 官報  
掲載頁 八十六頁 (号外第六十九号)  
令和七年十月一日

(D) パナソニッククリービング近畿株式会社  
代表取締役 梁井 俊平  
福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番三五号  
(E) パナソニッククリービング中四国・九州  
株式会社 代表取締役 松岡 直樹  
六番一号の若年キャリア事業に関する権利義務を承継することとしたので公表します。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載紙 官報  
掲載頁 六十六頁 (号外第一五〇号)  
令和七年十月一日

(D) パナソニッククリービング近畿株式会社  
代表取締役 梁井 俊平  
福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番三五号  
(E) パナソニッククリービング中四国・九州  
株式会社 代表取締役 松岡 直樹  
六番一号の若年キャリア事業に関する権利義務を承継することとしたので公表します。

## 新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ランディア(住所愛知県西尾市中畑二丁目五三番地)に対して当社のホテル事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載紙 官報  
掲載頁 六十九頁 (号外第三〇一)  
令和七年十月一日

(D) パナソニッククリービング近畿株式会社  
代表取締役 梁井 俊平  
福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番三五号  
(E) パナソニッククリービング中四国・九州  
株式会社 代表取締役 松岡 直樹  
六番一号の若年キャリア事業に関する権利義務を承継することとしたので公表します。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載紙 官報  
掲載頁 六十九頁 (号外第一五〇号)  
令和七年十月一日

(D) パナソニッククリービング近畿株式会社  
代表取締役 梁井 俊平  
福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番三五号  
(E) パナソニッククリービング中四国・九州  
株式会社 代表取締役 松岡 直樹  
六番一号の若年キャリア事業に関する権利義務を承継することとしたので公表します。

## 大阪市此花区島屋六丁目二番八二号

(D) パナソニッククリービング近畿株式会社  
代表取締役 梁井 俊平  
福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番三五号  
(E) パナソニッククリービング中四国・九州  
株式会社 代表取締役 松岡 直樹  
六番一号の若年キャリア事業に関する権利義務を承継することとしたので公表します。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載紙 官報  
掲載頁 六十九頁 (号外第一五〇号)  
令和七年十月一日

(D) パナソニッククリービング近畿株式会社  
代表取締役 梁井 俊平  
福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番三五号  
(E) パナソニッククリービング中四国・九州  
株式会社 代表取締役 松岡 直樹  
六番一号の若年キャリア事業に関する権利義務を承継することとしたので公表します。

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞  
掲載頁 二十九頁  
令和七年九月十八日

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞  
掲載頁 二十九頁  
令和七年九月十八日

(甲) 株式会社WAVE出版  
代表取締役 谷下 满浩  
東京都中央区銀座七丁目四番一二号  
(乙) 株式会社至文堂  
代表取締役 谷下 满浩

(甲) アース製薬株式会社  
代表取締役 川端 克宜  
東京都千代田区神田司町二丁目一二番地一  
(乙) 株式会社バスクリン  
代表取締役 三枚堂正悟

(甲) https://www.mynavi.jp/  
掲載頁 六十九頁 (号外第三〇一)  
令和七年十月一日

(甲) 株式会社マイナビ  
代表取締役 土屋 芳明  
東京都千代田区一ツ橋一丁目一番一号  
株式会社アット企画  
代表取締役 鈴木 栄一  
愛知県豊橋市大岩町字火打坂一九番地二  
令和七年十月一日

(甲) パナソニッククリービング近畿株式会社  
代表取締役 梁井 俊平  
福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番三五号  
(E) パナソニッククリービング中四国・九州  
株式会社 代表取締役 松岡 直樹  
六番一号の若年キャリア事業に関する権利義務を承継することとしたので公表します。

(甲) https://insource-mkdc.co.jp/  
令和七年十月一日

(甲) 株式会社インソース  
代表取締役 舟橋 孝之  
東京都千代田区神田小川町三丁目二〇番地  
(乙) 株式会社インソースマーケティング  
代表取締役 舟橋 孝之  
横浜市西区北幸二丁目九番一四号  
(丙) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年七月一日  
令和七年十月一日

(A) https://panasonic.co.jp/phs/plv/  
(B) https://panasonic.co.jp/phs/plvh/  
(C) https://panasonic.co.jp/phs/plvc/  
(D) https://panasonic.co.jp/phs/plvkn/  
(E) https://panasonic.co.jp/phs/plvks/  
profile.html

(甲) パナソニッククリービング株式会社  
代表取締役 竹村 健司  
宮城県名取市飯野坂字北沖一〇番地一  
(B) パナソニッククリービング北海道・東北  
株式会社 代表取締役 前芝 寿之  
名古屋市中村区駅南二丁目七番五五号  
(C) パナソニッククリービング中部株式会社  
代表取締役 寺島 秀一

(D) パナソニッククリービング近畿株式会社  
代表取締役 梁井 俊平  
福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番三五号  
(E) パナソニッククリービング中四国・九州  
株式会社 代表取締役 松岡 直樹  
六番一号の若年キャリア事業に関する権利義務を承継することとしたので公表します。

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞  
掲載頁 二十九頁  
令和七年九月十八日

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞  
掲載頁 二十九頁  
令和七年九月十八日

(甲) 株式会社WAVE出版  
代表取締役 谷下 满浩  
東京都中央区銀座七丁目四番一二号  
(乙) 株式会社至文堂  
代表取締役 谷下 满浩

(甲) アース製薬株式会社  
代表取締役 川端 克宜  
東京都千代田区神田司町二丁目一二番地一  
(乙) 株式会社バスクリン  
代表取締役 三枚堂正悟

(甲) https://www.mynavi.jp/  
掲載頁 六十九頁 (号外第三〇一)  
令和七年十月一日

(甲) 株式会社マイナビ  
代表取締役 土屋 芳明  
東京都千代田区一ツ橋一丁目一番一号  
株式会社アット企画  
代表取締役 鈴木 栄一  
愛知県豊橋市大岩町字火打坂一九番地二  
令和七年十月一日

(甲) パナソニッククリービング近畿株式会社  
代表取締役 梁井 俊平  
福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番三五号  
(E) パナソニッククリービング中四国・九州  
株式会社 代表取締役 松岡 直樹  
六番一号の若年キャリア事業に関する権利義務を承継することとしたので公表します。

(甲) https://insource-mkdc.co.jp/  
令和七年十月一日

(甲) 株式会社インソース  
代表取締役 舟橋 孝之  
東京都千代田区神田小川町三丁目二〇番地  
(乙) 株式会社インソースマーケティング  
代表取締役 舟橋 孝之  
横浜市西区北幸二丁目九番一四号  
(丙) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年七月一日  
令和七年十月一日

(A) https://panasonic.co.jp/phs/plv/  
(B) https://panasonic.co.jp/phs/plvh/  
(C) https://panasonic.co.jp/phs/plvc/  
(D) https://panasonic.co.jp/phs/plvkn/  
(E) https://panasonic.co.jp/phs/plvks/  
profile.html

(甲) パナソニッククリービング株式会社  
代表取締役 竹村 健司  
宮城県名取市飯野坂字北沖一〇番地一  
(B) パナソニッククリービング北海道・東北  
株式会社 代表取締役 前芝 寿之  
名古屋市中村区駅南二丁目七番五五号  
(C) パナソニッククリービング中部株式会社  
代表取締役 寺島 秀一

(D) パナソニッククリービング近畿株式会社  
代表取締役 梁井 俊平  
福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番三五号  
(E) パナソニッククリービング中四国・九州  
株式会社 代表取締役 松岡 直樹  
六番一号の若年キャリア事業に関する権利義務を承継することとしたので公表します。

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞  
掲載頁 二十九頁  
令和七年九月十八日

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞  
掲載頁 二十九頁  
令和七年九月十八日

(甲) 株式会社WAVE出版  
代表取締役 谷下 满浩  
東京都中央区銀座七丁目四番一二号  
(乙) 株式会社至文堂  
代表取締役 谷下 满浩

(甲) アース製薬株式会社  
代表取締役 川端 克宜  
東京都千代田区神田司町二丁目一二番地一  
(乙) 株式会社バスクリン  
代表取締役 三枚堂正悟

(甲) https://www.mynavi.jp/  
掲載頁 六十九頁 (号外第三〇一)  
令和七年十月一日

(甲) 株式会社マイナビ  
代表取締役 土屋 芳明  
東京都千代田区一ツ橋一丁目一番一号  
株式会社アット企画  
代表取締役 鈴木 栄一  
愛知県豊橋市大岩町字火打坂一九番地二  
令和七年十月一日

(甲) パナソニッククリービング近畿株式会社  
代表取締役 梁井 俊平  
福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番三五号  
(E) パナソニッククリービング中四国・九州  
株式会社 代表取締役 松岡 直樹  
六番一号の若年キャリア事業に関する権利義務を承継することとしたので公表します。

(甲) https://insource-mkdc.co.jp/  
令和七年十月一日

(甲) 株式会社インソース  
代表取締役 舟橋 孝之  
東京都千代田区神田小川町三丁目二〇番地  
(乙) 株式会社インソースマーケティング  
代表取締役 舟橋 孝之  
横浜市西区北幸二丁目九番一四号  
(丙) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年七月一日  
令和七年十月一日

(A) https://panasonic.co.jp/phs/plv/  
(B) https://panasonic.co.jp/phs/plvh/  
(C) https://panasonic.co.jp/phs/plvc/  
(D) https://panasonic.co.jp/phs/plvkn/  
(E) https://panasonic.co.jp/phs/plvks/  
profile.html

(甲) パナソニッククリービング株式会社  
代表取締役 竹村 健司  
宮城県名取市飯野坂字北沖一〇番地一  
(B) パナソニッククリービング北海道・東北  
株式会社 代表取締役 前芝 寿之  
名古屋市中村区駅南二丁目七番五五号  
(C) パナソニッククリービング中部株式会社  
代表取締役 寺島 秀一

(D) パナソニッククリービング近畿株式会社  
代表取締役 梁井 俊平  
福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番三五号  
(E) パナソニッククリービング中四国・九州  
株式会社 代表取締役 松岡 直樹  
六番一号の若年キャリア事業に関する権利義務を承継することとしたので公表します。

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することに致しました。この組織変更に異議のある債権者の方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都羽村市双葉町三一二一二七

H U G E M 合同会社

代表社員 後藤 英生

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都新宿区歌舞伎町二一三一二一明治通りビル四〇六 合同会社 P R O S T

代表社員 小川 葵

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五号宮益坂ビルディング六〇九 合同会社 D E K

代表社員 鶴田 紘里

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都港区六本木二丁目四番七一一〇一号

合同会社 アクティ

代表社員 阿久津健太

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

静岡県浜松市中央区助信町四五番一〇号

合同会社 空

代表社員 北脇 雅代

合同会社 空

**組織変更公告**

当組合は、生産森林組合の組織を変更して認可地縁団体にすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、総会の決議は令和七年九月二十一日に終了しており、組織変更後の名称は小赤松自治会とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都新宿区歌舞伎町二一三一二一明治通りビル四〇六 合同会社 P R O S T

代表社員 小川 葵

**資本金の額の減少公告**

当社は資本金の額を五十二億二千八百五十九万五千四百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年十月一日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五号宮益坂ビルディング六〇九 合同会社 D E K

代表社員 鶴田 紘里

**資本金の額の減少公告**

当社は資本金の額を五十二億二千八百五十九万五千四百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十月一日

東京都新宿区歌舞伎町二一三一二一明治通りビル四〇六 合同会社 P R O S T

代表社員 小川 葵

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し四〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二十一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都中央区虎ノ門四丁目一番四〇号

ピクセルカンパニーズ株式会社

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三億円減少し、一千萬円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月一日

兵庫県佐用郡佐用町小赤松三一〇番地一

小赤松生産森林組合

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

神戸市中央区磯上通八丁目一番二九号力サ

ベラビルC &amp; M四〇三 R A C C 合同会社

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三億八千八百万円減少し、一千五百五百万円とすることにいたしました。ただし、減少する全額を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

茨城米山会計合同会社

代表社員 米山 直樹

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三億八千八百万円減少し、一千五百五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

茨城米山会計合同会社

代表社員 米山 直樹

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三億八千八百万円減少し、一千五百五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

茨城米山会計合同会社

代表社員 米山 直樹

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三億八千八百万円減少し、一千五百五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

茨城米山会計合同会社

代表社員 米山 直樹

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三億八千八百万円減少し、一千五百五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

茨城米山会計合同会社

代表社員 米山 直樹

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四千九百九十八万円減少し、一億二万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二十日であり、株主総会の決議は令和七年十一月二十日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

埼玉県草加市氷川町二一四〇番地二一

合同会社 F B パートナーズ

代表社員 深井 崇史

**資本金の額の減少公告**

当社は、社員の退社により資本金の額を百万円減少し、四百万円とすることにいたしました。

お、持分払戻額は会社法第六三五条に定める剩余金額を超ません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

埼玉県草加市氷川町二一四〇番地二一

合同会社 F B パートナーズ

代表社員 深井 崇史

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五千四百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

兵庫県佐用郡佐用町小赤松三一〇番地一

小赤松生産森林組合

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三億円減少し、一千萬円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都中央区虎ノ門四丁目一番四〇号

ピクセルカンパニーズ株式会社

代表取締役 矢尾板裕介

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三億円減少し、一千萬円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都中央区虎ノ門四丁目一番四〇号

東京都中央区虎ノ門四丁目一番四〇号

代表取締役 福谷 佳紀

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三億円減少し、一千萬円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都中央区虎ノ門四丁目一番四〇号

株式会社 B C M 3 6

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し四〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都中央区京橋二丁目二番一號

株式会社 B C M 3 6

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し四〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都中央区京橋二丁目二番一號

株式会社 B C M 3 6

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し四〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都中央区京橋二丁目二番一號

株式会社 B C M 3 6

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し四〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都中央区京橋二丁目二番一號

株式会社 B C M 3 6

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し四〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都中央区京橋二丁目二番一號

株式会社 B C M 3 6

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し四〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都中央区京橋二丁目二番一號

株式会社 B C M 3 6

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し四〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都中央区京橋二丁目二番一號

株式会社 B C M 3 6

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し四〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都中央区京橋二丁目二番一號

株式会社 B C M 3 6

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し四〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都中央区京橋二丁目二番一號

株式会社 B C M 3 6

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し四〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都中央区京橋二丁目二番一號

株式会社 B C M 3 6

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し四〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都中央区京橋二丁目二番一號

株式会社 B C M 3 6

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し四〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都中央区京橋二丁目二番一號

株式会社 B C M 3 6

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し四〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都中央区京橋二丁目二番一號

株式会社 B C M 3 6

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し四〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月一日

東京都中央区京橋二丁目二番一號

株式会社 B C M 3 6

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し四〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

